

官報

号外

昭和二十八年七月二十九日

昭和二十八年七月二十九日
第三十三号

第十六回 衆議院會議録第三十一号

昭和二十八年七月二十九日(水曜日)

議事日程 第三十号

午後一時開議

第一 日中貿易促進決議案(中井一夫君外六十二名提出)

(委員会審査有略要求事件)

第二 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 自治大学校設置法案(内閣提出、参議院送付)

第四 道路交通取締法の一部を改正する法律案(門司亮君外七名提出)

第五 特別減税国債法案(内閣提出)

第六 産業投資特別会計法案(内閣提出)

第七 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第十 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案(中川源一郎君外十七名提出)

第十一 私立学校教職員共済組合法案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件

日程第一 日中貿易促進決議案(中井一夫君外六十二名提出)

日程第二 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 自治大学校設置法案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 道路交通取締法の一部を改正する法律案(門司亮君外七名提出)

日程第五 特別減税国債法案(内閣提出)

日程第六 産業投資特別会計法案(内閣提出)

日程第七 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第十 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案(中川源一郎君外十七名提出)

日程第十一 私立学校教職員共済組合法案(内閣提出)

理科教育振興法案(辻寛一君外十四名提出)

午後一時五十四分開議
○議長(堤康次郎君) これより会議を開きます。

第一 日中貿易促進決議案(中井一夫君外六十二名提出)
(委員会審査有略要求事件)

○議長(堤康次郎君) 日程第一は、提出者より委員会の審査有略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一、日中貿易促進決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。中井一夫君。

日中貿易促進決議案
日中貿易促進決議案

政府は、すみやかに日本と中華人民共和国との貿易上の障害である貿易制限を当面少くとも西欧並みとし、相互に通商するための渡航制限を緩和するなど日中貿易促進について適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

〔中井一夫君登壇〕

○中井一夫君 たいまし程されました日中貿易促進決議案につき、私は、衆議院各派を代表し、その趣旨を弁明いたします。

まず、決議案の内容を申し述べます。

日中貿易促進決議案

政府は、すみやかに日本と中華人民共和国との貿易上の障害である貿易制限を当面少くとも西欧並みとし、相互に通商するための渡航制限を緩和

和するなど日中貿易促進について適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

これより提案の理由を申し述べます。

今日、わが国の産業は深刻なる不況にあえぎ、貿易もまた極度の不振に陥り、日本経済の前途はまことに憂慮にたえないものがあります。これが打開策として、内には国土を開発し、外には世界に對し正常貿易を伸張し、特にアジア貿易、ことに隣邦五億の大衆を擁する中国との貿易を再開すべき必要は、まさに緊急の度を加えつつあるものであります。

(拍手)すでに西歐諸国は、今や彼つて中国市場に関心を集中し、あるいは経済使節団を派遣し、あるいは見本市を開催する等、着々と大規模なる通商取引を實現しつつあるとき、歴史的、経済的、地理的に最も密接な関係にあるわが国が、ひとりにして遺憾にたえないところであり、(拍手)このときにあたり、わが国が中国との貿易に遑巡し、いたずらに日をむなしくし、時機を失するにおきましては、西ヨーロッパ諸国は中国市場に不抜の地歩を築き、今後わが国の進出すべき余地はなほはだしく局限せられることは必だでありまして、わが国経済の前途まことに焦慮にたえない次第であります。

これがため、すでにわが国商工、農、海運、水産等、すべて産業界は、もちろん、地方自治団体、労働団体に至るまで、国民の各階層にわたつて、日中貿易の打開を痛切に要望しつつありますが、時あたかも、朝鮮休戦協定は幸いにして調印を見るに至りました。

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 日中貿易促進決議案

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外二件

これまでに、中国との貿易を禁止したは例前べきの理由が漸減に轉したと言へるべきでありまして、今こそ、政府は、國民の熱烈なる要望にこたへ、当面の賠償書を打毀し、日中貿易促進のために万全をはかるべきであります。すなわち、少くとも、かの西ヨーロッパ諸國にはその輸出が許されている商品が、わが國民にこそ其理由が許されていないということがさし現由が不公平を除去し、わが國の對中国貿易の制限をすみやかに西歐並に緩和するとともに、通商のためにする中国への

渡航その他の制限をでき得る限り解除するのみならず、進んで中國との貿易促進について有効適切な措置を講ずべきである」と信じます。(拍手)

これ、ここに衆議院各派を代表し、本決議案を提出いたしましたゆえんであります。何とぞ諸君の御賛成をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認め

た。この際外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣岡崎勝男君。

〔岡崎勝男君登壇〕

○岡崎勝男君 中東地区に対する戦略物資輸出の制限は、国際連合総会の決議の趣旨に協力して行つておるものであります。今後の情勢の変化をも勘案し、諸外国と歩調を一にしつつ、ただいま成立いたしました決議の御趣旨に沿うように善処いたしました。

い考えであります。(拍手)

第二 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 自治大学校設置法案(内閣提出、参議院校訂法)
第四 道路交通取締法の一部を改正する法律案(門司亮君外七名提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第二、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、日程第三、自治大学校設置法案、日程第四、道路交通取締法の一部を改正する法律案、右三案を一括して

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律
地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費
	一 土木費		
	1 道路費	道路の面積	二二六
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	二二六
	3 河川費	河川の延長	二二六
	4 港湾費	港湾におけるけい、船岸の延長	二二六
	5 その他の土木費	港湾における防波堤の延長	二二六
	二 教育費		
	1 小学校費	児童数	一六五
		学級数	四九六
		生徒数	一六五
	2 中学校費	学級数	一六五
		生徒数	一六五
	3 高等学校費	学級数	一六五
		生徒数	一六五
	4 その他の教育費	人口	一六五
	三 厚生労働費		
	1 社会福祉費	人口	一六五

道府県	四	産業経済費	1 農業行政費	耕地の面積 農業（畜産業を含む） の従業者数	一町歩につき 一人につき 一人につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき
道府県	三	衛生費	労働費	工場、菜場労働者数 失業者数	一町歩につき 一人につき 一人につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき
道府県	二	衛生費	労働費	工場、菜場労働者数 失業者数	一町歩につき 一人につき 一人につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき
道府県	一	衛生費	労働費	工場、菜場労働者数 失業者数	一町歩につき 一人につき 一人につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき	一町歩につき 一人につき 一町歩につき 一人につき

4	都市計画費	人口	長崎における防波堤の延 都市計画区域における人	メートルにつき	三三〇〇〇
5	その他の土木費	人口		人につき	一三六
				人につき	八九二
				一平方キロメートルに つき	二一、三〇〇
三 教育費					
1	小学校費	児童数		人につき	六、六〇〇
		学級数		一級につき	三三八〇〇
		生徒数		一校につき	九、五五〇〇〇
2	中学校費	生徒数		人につき	六、〇〇〇
		学級数		一級につき	二、四〇〇
		学校数		一校につき	二四、〇〇〇
3	高等学校費	生徒数		人につき	八、四〇〇
4	その他の教育費	人口		人につき	七、八〇〇

市町村	四	厚生労働費	人口	一人につき	11,000
	1	社会福祉費	人口	一人につき	10,000
	2	衛生費	失業者数	一人につき	1,000
	3	労働費	人口	一人につき	1,000
	五	産業経済費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき	700
	六	被災復興費	市町村の税額	千円につき	2,000
	七	その他の行政費	本籍人口	一人につき	1,000
	1	徴税費	世帯数	一世帯につき	1,000
	2	戸籍住民登録費	人口	一人につき	1,000
	3	その他の諸費	金	一円につき	1,000
	八	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還		

第十四条第二項中「地方税法に定める税率とする。」の下に但し、個人に対する市町村民税の所得割について、所得税額を課税標準として算定するものとし、その税率は、百分の十八とする。」を加ふ、「百分の七十」を「道府県税にあつては百分の八十、市町村税にあつては百分の七十」に改める。

附
册

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金から適用する。
 - 2 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。
- 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

最終号の附録に掲載

昭和二十八年七月二十九日 衆議院公議録第三十一号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案外二件

自治大學校設置法案
自治大學校設置法

第一条 地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進を図り、もつて地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を行う機関として、国家行政

（所掌事務）

第二条 自治大学校は、左に掲げる事務を行う。

一 地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対し、高度の研修を行うこと。

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十条に規定する研修の内容及び主

法について調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。

2 自治大学校は、前項に規定する事務とあわせて、左に掲げる事務を行う。

一 地方自治に関する制度及びその運営に関する理論及びその運用について基本的な調査研究を行うこと。

二 地方自治に関する制度及びその運営に関する資料を収集し、編さんし、及び保存すること。

行政に密接な關係がある職務に従事する国家公務員に対しても、その任命権者から依頼があつた場合に、おいては、研修を行うことができ

(地方公共団体の研修機関に対する技術的援助)

第三章 自治大学校は、地方公共団体が設置する研修機関に対し、第

二、第一項第二号の規定による調査研究の成果の提供、講師の

技術的援助をすることができ、
(調査研究の受託及び資料等の交

換) 第四條 自治大学校は、地方公共団体の機関の委託を受けて、第二條第一項第二号又は第二項第一号に

2 自治大学校は、関係機関との間に
 おいて、第二条に規定する研修又
 規定する調査研究を行ふことがで
 きる。

は調査研究に關する資料、成果その他の便宜の交換を行うことがである。

(位置)

第五條 自治大学校は、東京都に置

第六條 自治大学校に、校長その他
所要の職員を置く。

2 校長は、自治庁長官の命を受け、校務を掌理する。

前二項に定めるものの外、自派
 大学校の内部組織は、総理府令で
 定める。

第七條 自治大学校に、自治大学校の運営について校長の諮問に應ずるため、地方公共団体の長及び該団体の議会の全国団連合組織の代表者

者並びに學識経験者で組織する自治大学校運営審議會を置く。

學校運営審議會の組織及び運営に
關し必要な事項は、政令で定め
る。

附 則

この法律は、昭和二十八年八月

一日から施行する。

2 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十二号 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(外二件)

第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 地方公務員に対し、当該地方公務員の任命権者の依頼を受けて研修を行うこと。

第二十四条の次に次の一号を加える。

(自治大学校)
第二十四条の二 自治庁に、自治大学校を置く。

2 自治大学校の所掌事務、組織その他の事項については、自治大学校設置法(昭和二十八年法律第一号)の定めるところによる。

自治大学校設置法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十八年七月二十四日

参議院議長 河井 滿八

自治大学校設置法案(内閣提出、参議院送付) に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「前項」を「第五項」に改め、第五項の次に次の三項を加える。

公安委員会は、前項の規定による運転免許の取消又は停止(停止については公安委員会の定める期

間以上のものに限る。をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ及び証拠を提出することができる。

公安委員会は、聴聞を行う場合において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する者につき参考人として出席を求め、その意見をきくことができる。

第九条の二第四項中「第四項乃至第八項」を「第四項乃至第十一項」に改め、第五項乃至第九項を「第五項、第六項及び第九項乃至第十一項」に改める。

第二十九条第一号中「若しくは第七項」を「若しくは第十項」に改める。

第三十条中「第九条第八項」を「第九条第十一項」に改める。

附則
この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

道路交通取締法の一部を改正する法律案に対する修正案

道路交通取締法の一部を改正する法律案に対する修正

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

法律案の一部を次のように修正する。

第九条の改正に関する部分中「三項」を「四項」に改め、同条第八項の改正規定中「有する者につき参考人として出席を求め、その意見をきくことができる」として「有する参考人又は当該事案の關係人の」に改め、その意見の下に又は事情を加え、同条同項の改正規定の次に次の一項を加える。

公安委員会は、当該処分に係る者又はその代理人が正当の理由がなくして聴聞当日に出席しないときは、第六項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第五項の規定による運転免許の取消又は停止をすることができる。

第九条の二の改正に関する部分中「第十一項」を「第十二項」に改める。

第二十九条の改正に関する部分中「第十項」を「第十一項」に改める。

第三十条の改正に関する部分中「第十一項」を「第十二項」に改める。

附則中「九月を十二月」に改める。

道路交通取締法の一部を改正する法律案(司馬亮君外七名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔加藤三君等提〕

○加藤三君等提 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案は、単位費用の改訂と、測定単位改訂と、並びに府県の平均交付金におきまして、基準財政収入額を算定するに用いますところの基準税率の変更を内容とするものでございますが、地方行政常任委員会におきましては、原案通り多数をもって可決されました。

なお、これに對しましては、兩派自由党及び改進黨の側から附帯決議が附されておりました。この附帯決議は、可決されました。昭和二十八年度の地方財政計画は、これに算入せられましたところの地方職員給与費の額が実情に合わないものがあるため、さきに行政予算の修正案の趣旨によつてこれを改め、第二番目は、平衡交付金の計上額の増額の機会に単位費用その他本制度の全般にわたつて改善を加へて、その結果は次の国会において指図すること、この二つの事項を附帯決議として可決いたしてあるのであります。

自治大学設置法は、自治庁の管轄下に東京に自治大学校を設置することを主たる目的としている法律であります。が、本案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

第三番目の道路交通取締法の一部改正法律は、交通違反、交通事故等の際に行います公安委員会の運転者の酒酔免許の取消し、または停止処分に対しては、この停止処分につきましては、公安委員会の定める何個月と一定の期間以上の停止処分について適用するのでございますが、新たに公開の聴聞会を行なう必要はないことにした改正案であります。これに對しましては、もとより、運転者またはその代理人に、聴聞会に出て意見を述べ、証拠を提出することを認めておりますが、この当該の運転者、その代理人だけを保護するということになりましては、公共の利益が害されること

にもなりませんので、さらにその被害者その他その事案の關係者にも出席させ、または事情を聴取したり、意見を聞いたことが、この法律の趣旨に即した方がよいと、自由党の修正案がございまして、その修正案を可決せしめて、地方行政委員会において満場一致可決せられたのであります。

ちなみに、この道路交通取締法の一部改正法律は、社会党兩派の地方行政委員会委員の提出でございまして、また法案が非常に適切な法律案であり、するに、原案も、また修正案も、ともに満場一致で可決せられましたことを喜びますものとございします。

以上御報告いたします。(拍手)

○國農(橋本次郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。西村力弥君。

〔西村力弥君登壇〕

○西村力弥君 私は、ただいま議題となつております地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、自治大学校設置法案、この二案に反對し、道路交通取締法の一部を改正する法律案に對しまして賛成する討論を行わんといたしますのでございします。

まず、自治大学校設置法案でございしますが、現在地方自治体におきましては、それ(この自治体の行政事務)能率の向上のために、研修機関を持つて自主的にやつてゐるにもかかわらず、それを育成強化するといふ道をやめて、中央に自治大学校なるものを設置して、あたかも警察における警察大学、あるいは保安庁における保安大学、あるいは印刷をせよ、それして、大学という古い觀念から、そこに學ぶことによつて何かしら自分たちにはぐかつ

く、このようなあい仕向けようとするやり方に対して、まずわれ／＼は反対せるを得ないのでございませう。私たちがこの法案について最もおそれる点は、中央にこれらの人々を招致して教育をするというのでございするが、この人々が地方の自治団体に對つたときに、どういう形になるか、地方の自治団体は決して權力機關に協いの。住民のはんというの福祉のために協力する機關であるにもかかれず、これらの人々は、かつての、陸軍大學を卒業した、陸大卒の天保錢組であるがごとく自分自身を關つて評價して、つて次第々々に地方官庁の行政が權力化して行くといふことをおそれるのでございませう。その点について、私たちは最も懸念をいたすのであります。かつまた、中央に招集せられ、自治庁のおえら方に教育せられた人々は、個人的にも系統的にも、旧内務省官僚の關のごとく、全國のすな／＼までその糸が引かれる、このことをおそれ、私たちはこの自治大學設置法案に対して反対をするものであります。

次は、地方財政平衡交付金法でございますが、そも／＼この地方財政平衡交付金法なるものは、昭和二十五年の五月三十日、シャウプ博士の勧告に基づいて制定されたのでございますが、その目的とするところは、あらためて申し上げるまでもなく、地方自治の本旨を実現するために、また地方団体には、必要とする財源を享受して、その独立活動を強化するものであります。すなわち、地方自治団体の財政需要額と財源額とを比較すると、その不足額を平衡交付金として国で、その不足額を平衡交付金として国の予算に計上し、これを地方団体に充

性を保障することをその本旨としておられるのであります。しかもなかかわらねばならず、吉田自由党政府は、この本旨をまっぴらに没却して、国家財政の窮迫に藉口して、平衡交付金を必要最小限度以下に切り下げ、そして地方財政を窮迫のどん底に陥れて、ほんとに恥づける悪政を続けていることが久しきにわたつてゐるのであります。シャウバ氏が来朝したそのときにおきましても、彼は最低限度千二百億円の必要を説いたのでございませうが、その際におき

とどまり、その後も年々このような非を改めることがなく、常に必要最小限度以下に計上して、地方財政の窮乏を、まづかく冷嘲無残に、そのまますに放置して来たのであります。本年度におきましては千二百五十億を計上したのでありますけれども、われわれ地方行政委員会が一體として、千五百億以上はどうしても必要であるという、そういう合理的な、事態に即応した当然の要求には、いささかも耳をかさない

ります。自由党、改進黨の協定により
予算の修正において、五十億を増額し
たとはいながら、地方財政平衡交付金
金の本旨から見ても、また本年度の地
方財政の実情から見しても、この五十
十億の増額はまったく五十歩百歩と申
さなければならぬのでございます。
これがために、一銭一厘でもよいも
らねなければならぬ、もらいたいとい
う絶対的な苦境に追い込まれておる
地方自治団体が、陸続として自治庁に
押しかけ、平身低頭、まことに門前市

事情なのであります。このことは、民心すでにわれを去りたりということをはしくとみすからさとつて、焦慮するもののおちつくときとでない反動吉田内閣が、陳情政治をますます激化するようにならうと、おぼす。かばかりの補助金その他の金を交付して、恩恵を売るとすること、まことにあわれむべきこととすること、まことにあわれむべき陳情政治のきわみと申さなければならぬのでございませう。(拍手)一日も早ないうちにこまかい政治はやめて、

まして、政府においては平衡交付金のものごさいます。この平衡交付金なるものは、当然各地方自治団体の財政需要額と収入額を累計し、積み上げ、その額そのまゝ毎平衡交付金額とすべきであるにちがわれず、今やそれはますます逆なコースをとつておるのでございませう。

總額を決定して、その總額を決定したものを、いかにして合理的につとむるを合せて見せようかとするために、地位費用を算定しているのが現状であつた。このことは明らかに地方財政法案に違反するものであります。すなわち、国の施策に基きその負担を地味、團體に転嫁してはならないといふことがなつてゐるにもかかわらず、六・三の制の表施についても、また地方公務員の給与も、不当に切り下げるその措置にしましても、また自治体警察の問題にしましても、いずれも国の責任に所属するものを地方團體に転嫁してゐる。

る、こういふうまいにはつきりと指摘しなければならぬのでございします。自治警の維持に要する費用にしましても、住民一人当り最低三百五十円を必要とするということになっているのがあらう、このたびの改正にしましても、二百九十九円しかこれを計上していない。そして、財政上の困難からやむを得ず國警に身売りしなければならぬように意圖的に仕組んでゐると申さなければならぬのでございします。このことは、前国会において提案された警察法の改正において吉田内閣が断言したところである。

得たを以て、**豊饒の夢**の夢し一瞬といふその意圖を具體的に露出してゐるのでありまして、俗的な比喩を用ゐることが許されるならば、次第々々に**榮養不良**に落して自然死を待つ、**鬼のやどり**とまづかうとき、**もうい子殺し**のやり口とまづかうとく同じであるとお申すに相手が

ますが、このこともやはり、少い平癒交付金を組んで、これをもつて何とか表面を合理化す、これに見えて、裏で、これは自己瓦解そのものである、その上に、この結果が地方自治体の自主的な財源を極度に狭めて、ますます地方自治団体でありながら中央政府の出先機関であるが、ききまにならざるを得ないところに仕組んで行くのでございまして、われわれは絶対に承服し得ないところであります。

最後に、わが地方行政委員会におましては、去る六月一日、地方財政費交付金を納二百億円を最低として、

類すべきであると全員一致で決議して、政府に対して強力な申入れをしたのであります。その際、政府においては、わが三十三億、このたびの自政修正には、きましても五十億の修正を見たにとどまり、このようになつてく微温的な措置では、われらの熱烈な要求を遂げずにはあつても、少額であり、かつ、地方財政の苦悩を撲滅するには、きつたく道違ひものと申さなければならぬのでございませう。しかも、この五、五千億増額の中には、地方教職員員の給与三本柱に充當すると称して、三億な

千六千円とひつぎにしているものではないが、平衡交付金なるものゝ性質は、決してその中にひもはつけないといふことでありますにかかわらず、その本旨をゆがめて、ひもつきの三億六千万円を組むということは、これは平衡交付金制度自体を軽視するやうなものであると言へなければならないのであります。

民主主義義議を公言する政府は、さうなごまかしの単位費用の算定をわれわれにやめまして、地方団体の不足額を

の累計を生のみま平衡交付金として上し、そして地方自治団体の自主性を尊重するのだということを決意して、十分な平衡交付金を計上して、そしてそれに基く単位費用の算定をやり取りすること、あらためてここに提案されることを私は望んでおきたいのでございす。

以上をもちて私の反対討論を終ります。

○議長 堤康次郎君 門司亮君。

○門司亮君 私は、日本社会党を代表いたしました、たゞいま議題になつて

昭和十八年七月二十九日 衆議院會議第三十一号 特別減税国債法案外四件

が、自治大学の問題は、構想としては最初に自治大学の問題でございます（拍手）

しらえるが、あるいは本人の自尊心と増すだけでありまして、何らの効果のないものであるということを書けなければなりません。(拍手)従つて、私は、こうした意味において、これには反対をするのであります。

す。しかし、現在の日本の自治行政が、
きわめて重要であるといふことは、總
理大臣の施政演説の中にもあつたの
でございますが、この自治行政をいかに
完全なものにするかといふことは、地
方の自治体に勤めておられます地方公

でございしますが、これより、われわれは当初の予算の編成にあたりまして、二百億の増額を要求したにすぎません。これは、地方財政平衡交付金の趣旨にのつとめて、地方の自治団体の財政基準額、あるいは需要額、あるいは

務員のみの研修だけで、これが満足に完成されるものではございません。むしろ、日本のはんとうの地方自治体の行政、財政というふうなものを満足に国上げて行こうとするならば、それは仕の中央におります多くの役人の頭

収入額のこのアンバランスを埋めることのために、どうしても二、三百億を必要とするとして、これを要求いたして参つたのでありますが、遺憾ながらそれはいられなかつた。そして、自由党、改進黨あるいは独自の三派のこ

の事、其が如何に重要であるかは、拍子でいふと考へるのではありません。この問題が、考へて参りますと同時に、この問題をきわめて重要であるといふし、するならば、全国四百六十幾つの大学を持つておりますので、国は一つの方針として、この大学の中に一つの科目とし

たのであります。このこと自体は、私は平衡交付金がふえたということについて反対するものではありませんが、これがふえて参りますならば、今提案されております本法案の中の平衡交付金を配分いたしまする単位費用

て行政科目を設けていたのだいて、そうしてほんとうに地方自治体の行政のあり方を固めずからの手によつて根本的に研修されるような道をこゝ開くべきであるとの確信して申し上げるのであります。拍手、このことを忘れて、單に他方の自治体本が公務員の一、二年、三

の基礎的変更が行われなければ、いかにしてこれを配分するかとということでありませう。配分の方法を考へないで、これを法制化しないで、あたりに平然と交付金だけを増して参りましたも、平然との上には非常に大きなめんどりのもとで来る。

百五十人ばかり――全國の自治体一万有餘ありますものの中から、むづかに五十人ばかりをここに集めて、半年あゝかは三月の間専成して参りまして、それは、先づ西村君が申し上げました通り、いたづらに單なる閱をこ

するならば、国会開会のときにあらざる時間におきましては、政令によつてその単位費用をきめることができる、という規定はあるのでございますが、幸いにして国会開会中であり、しかもこの法案が提案されております限り

においては、政府は、多少の時間的あるいは事務的の煩雜はごさいませうが、親切なる態度であるとするなれば、ここに当然単位費用の改正を行つて審議を求むべきであると考えるのであります。(拍手) われわれは、かくの

を要求された金額を平衡交付金として支給されざるならには、どういふ処置はないかといふのであります。政府は、地方の団体から預入して参りましたその総額と金額支給することをしないで、政府のお手盛り案で、いかに彼人にこれ

ごとく政府の御准旨主義である、手続を十分に完了してならないこの法案に對して、第一に反對しなければならぬ。しこうして、これを合理化することのために、附帯意見がつけられて參つておるのであります。その附帯意見

を支給してゐて、その支給された中から、地方の公共團體相互間においてこれをコントロールしようとするような開通つた物の考へ方であり、私は、もし政府に良心があるならば、こういう開通つたことをしないで、やはり地方自治体が要求したところまで

は、御存じの通り、もしこれが運用されま
す場合には、先ほどこれも西村君から指摘
されました三億六千万円の給付費をいかに
合理化するかと、この附帯条件の最も主な
る要素だと私は考えるのであります。われ

おります。この地方財政平衡交付金の趣旨に沿つた平衡交付金の配置をとるべきであると考えられてゐるのであります。従ひまして、こういうふうな責任を果すとして、今日赤字で非常に苦しんでおられます地方の公共団体の中で

は、このように参りたくなければ、やはり平衡交付金法の第三次の四項にありまして、国は平衡交付金を支給する場合には、地方の自治体の本旨にのつとめ、その自主性を尊重して、その条件をつけない、あるいはこれに意見を付けてはならないということを明確に法

これは面白いものといふことである。しかし、これは最もいけないことである。そして、これが地方の自治体には、いかに影響を及ぼすものであるか。四十六、都道府県の知事会議において、富山府県と富山府県にある、この知事の間、に立抗争が行われたということ、

律に規定いたしてありますものに、い
ささか違反するものであると断言する
を得ないのであります。相手なくの
ごとき、法律みずからを破るような法
案に對しましたる、賛成をするわけに
は参りません。第一、

諸君も御存じの通りであります。地方の自治体はこの対立抗争までも相續するが、こゝから地方平衡交付金法案の改正に對しましては、私ども日本社会党といたしましては、断固として反對せざるを得ないのであります。(拍手)

るが、十四年度の修正は、税率の七・〇％までを一応平衡交付金の算定の基礎に見るという現行法を、府県に限つて八・〇％に引き上げ、七・五％を案であります。この案は、政府のきめてくれるものと考え、地方の公営団体からい

に對する反對の意見を御了承願いたい
と思ふのであります。(拍手)
○議長 堤康次郎君、これにて討論は
終局いたしました。
まず、日程第二及び第三の兩案を一
括して採決いたします。兩案の委員長

の報告はいずれも可決である。
案を委員員報告の通り決するに賛成の
諸君の起立を求めまゝ
(賛成者起立)
○議長(湯浅文節君) 起立多数の
て閣案と委員員報告の通り可決とす

次に、日程第四につき解説いたします。すなわち、本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

めまふによつて本案は、未だ長類作の通り決まらずして

第五 特別減税・国債法案（内閣提出）

第六 産業投資特別会計法案（内

第七 關稅定率法等の一部を改正する等○法律案(内閣提出)
第八 国民金融公庫法の一部を改正す○法律案(内閣提出)
第九 昭和二十八年歳入額についての超過供出奨励金等に対する

所傳稅の臨時特例に關する法律
案內藤次郎君外二十四名提出
○議長 地座次郎君 日程第五、特別
減價計價法案、日程第六、產業投資特
別會計法案、日程第七、關稅定率法等
の一部を改正する等の法律案、日程第
八、國民金庫公庫法の一部を改正する

法律案、日程第九、昭和二十八年産米
穀についての超過供出奨励金等に対す
る所得税の臨時特例に関する法律案、
右五案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。大蔵委員、
田畑大君。

特別減税国債法案

特別減税国債法

第一条 政府は、産業投資特別会計

の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年分において、二百億円を限り、当該特別会計の負担において、特別減税国債を発行することができ。

2 特別減税国債の利率は、年四分とし、その償還期限は、五年以内とする。

3 特別減税国債の応募者に対しては、特別減税国債減税票を交付する。

4 前三項に規定するもの及び特別減税国債の応募者たる個人又は法人に対する所得税又は法人税の軽減に關する事項を除く外、特別減税国債及び特別減税国債減税票に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(所得税の軽減)

第二条 特別減税国債の応募者たる個人に対しては、次条及び第四条の規定により、昭和二十八年分の所得税額(所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第五十五条から第五十七条の二までの規定による)に、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第九条第三項の規定による延滞加算税額に相当する所得税額を除くものとし、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に關する法律(昭和二十二年法律第七十五号)以下「災害減免法」といふ)第二条の規定により所得

税額の軽減を受ける場合には、軽減後の税額とする。以下「昭和二十八年分の所得税額」という。につき、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十五に相当する所得税額(当該所得税額が昭和二十八年分の所得税額の百分の二十に相当する金額をこえる場合には、当該金額に相当する所得税額)を軽減する。

(申告納税者の所得税の軽減)

第三条 特別減税国債の応募者たる個人は、昭和二十八年分の所得税額につき軽減を受けようとする場合には、次条の規定により軽減を受ける場合を除く外、政令で定めるところにより、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他の必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税票(次条第四項の規定による特別減税米済証明書の交付を受けた場合には、当該証明書を添え、昭和二十八年分の所得税額に係る所得税法第二十六条第一項の確定申告書又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の申告書の提出の日(昭和二十八年分の所得税額で同日後に納付し、又は徴収されるものがある場合には、当該所得税額に付いては、その納付又は徴収の日)までに、その日昭和二十九年三月三十一日である場合には、同日までに、政府に提出しなればならない。

2 前項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、政令で定めるところにより、所得税法第三十条から第三十四条まで、第

四十五条又は第四十七条の規定により納付し、又は徴収される所得税額につき軽減を行う。(給付所得又は退職所得の源泉徴収税額についての軽減)

第四条 特別減税国債の応募者たる個人は、昭和二十八年中の支給に係る給付所得(所得税法第九条第一項第五号に規定する給付所得をいう。以下同じ)又は退職所得(所得税法第九条第一項第六号に規定する退職所得をいう。以下同じ)について所得税法第三十八条第三十八条の二又は第四十条の規定により徴収されるべき所得税額につき、政令で定めるところにより、軽減を受けるべき所得税額に、政令で定めるところにより、当該給付所得又は退職所得の支払者を経由し、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他の必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税票(第四項の規定による特別減税米済証明書の交付を受けた場合には、当該証明書を添え、昭和二十八年十二月三十一日までに、政府に提出しなればならない。

2 給付所得又は退職所得の支払者が前項の規定による特別減税申請書を受け取つた場合には、当該申請書は、その受取の日において同項の規定により政府に提出されたものとみなす。但し、政令で定めるところにより、当該申請書が政府に到達しなかつた場合には、この限りでない。

3 第一項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、当該申請書の提出を理由とした給付所得又は退職所得の支払者が所得税法第三十八条、第三十八条の二又は第四十条の規定により徴収すべき所得税額につき、その百分の二十に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、軽減を行

得又は退職所得の支払者が所得税法第三十八条、第三十八条の二又は第四十条の規定により徴収すべき所得税額につき、その百分の二十に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、軽減を行

4 前項の規定の適用がある場合において、第一項の規定による特別減税申請書に記載された特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十五に相当する金額が当該申請書の提出を理由とした給付所得又は退職所得の支払者が支払う給付所得又は退職所得につき前項の規定により軽減された所得税額の合計額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、当該給付所得又は退職所得の支払を経由し、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他の必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税票(第四項の規定による特別減税米済証明書の交付を受けた場合には、当該証明書を添え、昭和二十八年十二月三十一日までに、政府に提出しなればならない。

第五項 所得税法第二十三条第二項に規定する予定納税額のうち第一期又は第二期において納付すべき所得税額につき第三項の規定による軽減を受けた場合において、その軽減を受けた日後に災害その他その軽減を受けた日までに予測できなかつた事由が生じたことに因り、同法第二十六条第二項、第二十六條の二又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書に記載された昭和二十八年分の所得税額が同法第二十一条第一項又は第二十二條第一項に規定する七月予定申告書又は十一月予定申告書に記載されるべき当該所得税額の見積額に比して減少したた

め、当該軽減を受けた金額が当該所得税額の百分の二十に相当する金額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、第二条の規定にかかわらず、これを軽減する。

2 前条の規定による軽減を受けた場合において、その軽減を受けた日後に退職その他その軽減を受けた日までに予測できなかつた事由が生じたことに因り、同条の規定による申請書の提出を理由とした給付所得の支払者から支払を受ける昭和二十八年中の支給に係る給付所得の金額が当該申請書の提出の際における当該給付所得の金額の見積額に比して減少したため、当該軽減を受けた金額が当該支払者から支払を受ける同年中の支給に係る給付所得及び退職所得につき所得税法第三十八条、第三十八条の二又は第四十条の規定により徴収される所得税額の合計額の百分の二十に相当する金額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、政令で定めるところにより、第二条の規定にかかわらず、これを軽減する。

(法人税の軽減)

第六条 特別減税国債の応募者たる法人に対しては、次条の規定により、この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までの間に法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十八条から第二十一条までで規定する申告書の提出期限の到来する場合における当該申告書の提出に因り納付すべき法人税額(法人税法第十九条第六項の規定

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十二号 特別減税国債法案外四件

により当該申告書の提出があつたものとみなされた場合において納付すべき法人税額、当該申告書に係る同法第二十三条又は第二十四条に規定する申告書の提出に因り納付すべき法人税額及びこれらの申告書に係る同法の規定による更正又は決定があつた場合において徴収される法人税額を含む、同法第四十二条から第四十三条の二までの規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第九条第三項の規定による延滞加算税額に相当する法人税額を除く。以下次条第二項において同じ。にき、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十一に相当する法人税額(当該法人税額が法人税法第十一条又は第十條の二の規定による所得税額又は法人税額の控除前の当該申告書に記載すべき各事業年度の所得に対する法人税額(以下「控除前の各事業年度の所得に対する法人税額」といふ)の百分の二十に相当する金額(この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までの間に法人税法第十八条から第二十一までで規定する申告書の提出期限が二回以上到来しない法人については、昭和二十八年四月一日からこの法律施行の日の前日までの間に提出期限の到来するこれらの条に規定する申告書に係る控除前の各事業年度の所得に対する法人税額の百分の二十に相当する金額を加算した金額)をこえる場合には、当該金額に相当する法人税額を軽減する。

2 前項に規定する控除前の各事業年度の所得に対する法人税額は、法人税法第十九条第一項本文又は同項但書若しくは第二十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定の適用を受ける法人のこれらの規定による申告書に記載すべき法人税額については、前事業年度の所得(同法第十九条第二項の規定の適用を受ける合併法人にあつては、被合併法人の合併と同時に終了した事業年度の直前の事業年度の所得を含む)に対する同法第十一条第一項又は第十條の二の規定による所得税額又は法人税額の控除前の法人税額につき法令で定めるところにより計算した金額に相当する法人税額又は当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして計算した所得に対するこれらの控除前の法人税額(以下「中間申告基準法人税額」と総称する)により、当該法人の同法第二十一條の規定による申告書に記載すべき法人税額については、当該事業年度の所得に対するこれらの控除前の法人税額から中間申告基準法人税額を控除した金額に相当する法人税額による。

3 第一項に規定する申告書の提出期限は、法人税法第十八条第一項但書若しくは第二十一條第一項但書又は契據減免法第八條の規定により申告書の提出期限が延期される場合には、当該延期前の申告書の提出期限による。

第七條 特別減税国債の応募者たる法人が、法人税額につき軽減を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税額を添え、その軽減を受けようとする法人税額の納付又は徴収の日(その日が昭和二十九年三月三十一日後である場合には、同日)までに、政府に提出しなければならぬ。

2 前項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する申告書の提出に因り納付すべき法人税額につき軽減を行う。

(特別減税国債の譲渡制限の特例)

第八條 法人がその応募した特別減税国債につき前二條の規定により法人税の軽減を受けた場合において、当該特別減税国債をその発行の日(以下「発行日」といふ)から四年以内に譲渡したときは、その譲渡価額(当該譲渡価額が左の各号に掲げる金額に満たない場合には、当該金額)がその帳簿価額に満たない場合におけるその不足額、当該特別減税国債につき帳簿価額を減額したときは、その減額した額は、法人の各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

一 発行日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の七十九に相当する金額

二 発行日から一年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の八十五に相当する金額

三 発行日から二年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の九十に相当する金額

四 発行日から三年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の九十五に相当する金額

(特別減税国債に対する価格変動準備金に関する規定の適用)

第九條 特別減税国債(当該特別減税国債の応募者たる個人又は法人が有するものに限る)に対する租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第五条の九第一項又は第五条の十第一項の規定の適用については、その額面金額をその価額とみなす。

(利子税額、加算税額等についての特例)

第十條 この法律の規定により所得税額又は法人税額の軽減が行われた場合においては、第三條第一項又は第七條第一項の規定による特別減税申請書の提出の日までの期間に係る所得税法第五十五條若しくは法人税法第四十二條又は国税徴収法第九條第三項の規定による利子税額又は延滞加算税額及び当該所得税額又は法人税額に係る所得税法第五十七條第一項から第三項まで若しくは第五十七條の二第一項から第三項まで又は法人税法

第四十三條若しくは第四十三條の二の規定による過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、当該軽減前の所得税額又は法人税額を基礎として計算するものとする。

2 前項に規定するものの外、この法律の規定により所得税額又は法人税額の軽減が行われた場合における申告書又は法人税法の規定による申告書の記載事項その他所得税又は法人税の申告、納付、徴収、還付又は充当について必要がある場合には、政令でこれらの法律の特例を設けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

特別減税国債法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終稿の附録に掲載〕

産業投資特別会計法案

(設置)

第一條 経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資(出資及び資金の貸付をいう。以下同じ)を行うため、産業投資特別会計を設置する。

2 この会計においては、前項に掲げる目的を達成するため、特別減税国債の発行に因る収入金及び米、国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金等を財源として、投資を行うものとする。

(管理)

第二條 この会計は、大蔵大臣が、

法令の定めるところに従い、管理する。

(資本)

第三十条 この会計においては、米國対日援助見返資金特別会計の廃止の際における同会計の資産の価額から負債の金額を控除した額と、この法律施行の日の前日における一般会計の日本開業銀行及び日本輸出入銀行に対する出資金の額との合計額に相当する金額をもつて資本とする。

(歳入及び歳出)

第四十条 この会計においては、特別減税国債の発行に因る収入金、出資に対する配当金、出資の回収金、貸付金の償還金及び利子、この会計に帰属する国庫納付金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、出資の払込金、貸付金、特別減税国債の償還金及び利子、一時借入金、利子、特別減税国債の発行及び償還に関する諸費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作製)

第五十条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

第六十条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて歳及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七十条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

四 前年度及び当該年度の投資の計画表

(損益の処理)

第八十条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。

(剰余金の繰入)

第九十条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金が生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作製しなければならない。

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二条 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決算計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十三条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(一時借入金)

第十四条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をする事ができる。

第十五条 前項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

第十六条 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四条 特別減税国債の償還金及び利子、一時借入金の利子並びに特別減税国債の発行及び償還に関する諸費は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十五条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第十六条 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第十七条 第一項の規定による繰越をしたときは、当該繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための

手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 米國対日援助見返資金特別会計法(昭和二十四年法律第四十号)は、廃止する。

3 米國対日援助見返資金特別会計の昭和二十七年及び昭和二十八年の決算に関しては、なお従前の例による。

4 この法律施行の際米國対日援助見返資金特別会計に属する資産及び負債は、この法律施行の際、この会計に帰属するものとする。

5 昭和二十八年年度における米國対日援助見返資金特別会計の歳出予算のうち、この法律施行の際までに支出済となつたものは、この会計に移して使用することができる。

6 大蔵大臣は、前項の規定により米國対日援助見返資金特別会計の歳出予算を移したときは、これを会計検査院に通知しなければならない。

7 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した米國対日援助見返資金特別会計の運用資産のうち、国債及び大蔵省証券、食糧証券その他の政府の発行する短期証券(以下「短期証券」という。)は、昭和二十九年三月末日まで、この会計において保有することができる。

8 この会計において、支払上現金

に余裕があるときは、昭和二十八年九月末日までの間を限り、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第三条の規定にかかわらず、当該余裕金をもつて、短期証券を一時保有することができる。

9 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金、同項の規定によりこの会計に帰属したその他の資産から生ずる収入金及び当該資産の処分代金(短期証券の処分代金については、その買入価額に達するまでの金額に相当する部分を除く)並びに前項の規定により保有する資産から生ずる収入金は、この会計の歳入とする。

10 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した短期証券の買入価額に相当する金額は、この法律施行の際、この会計の歳入とみなして整理するものとする。

11 この法律施行の際一般会計が日本輸出入銀行及び日本開業銀行に對して有する出資に係る権利は、この法律施行の際、この会計に帰属する。

12 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十五号を次のように改める。

第三十五 削除

第十條第十四号を次のように改める。

十四 産業投資特別会計を管理すること。

第十一條第五号中国の出資の

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議第三十二号 特別減税國債法案外四件

下に「産業投資特別会計からの出資を除く」を加える。

13 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「米國対日援助見返資金特別会計以外の」を削る。

第三条中「米國対日援助見返資金特別会計及び」を削る。

14 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計を」を産業投資特別会計に改める。

第八条第二項中「第四条の規定による出資の割合に」一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計に「別に法律で定めるところにより、国庫に」に改める。

第三十八条第四項中「前項」を「前項に定めるものの外、第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に、次の一項を加える。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

15 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からの出資金三百億円を」産業投資特別会計からの出資金千五百二十億二千

万円に改め、「第四十八条第一項及び」を削り、「政府の一般会計及び米國対日援助見返資金特別会計からの出資があつた」を「同特別会計からの出資があつた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の出資金千五百二十億二千円のうちには、第四十七条第一項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定により出資があつたものとされた金額を含むものとする。

第三十六条第四項中「前項」を「前項に定めるものの外、第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に、次の一項を加える。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十九条の二第四項中「米國対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

16 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「米國対日援助見返資金特別会計を」産業投資特別会計に改める。

對日援助見返資金特別会計を「産業投資特別会計」に改める。

17 日本製鉄株式会社法(昭和二十五年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削り、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中「前三項を」前二項に改め、同項を附則第七項とし、以下一項づつ繰り上げる。

18 電気事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金に關する法律(昭和二十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「米國対日援助見返資金等」を「日本開發銀行から」に改める。

第一条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前三項を」前二項に改め、同項を同条第二項とする。

第二条第一項及び第二項中「又は第二項」を削る。

19 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項中「國ハ帝都高速度交通営団ニ對スル米國對日援助見返資金ノ運用ニ依ル貸付金」を「日本開發銀行ハ帝都高速度交通営団ニ對スル貸付金」に改める。

産業投資特別会計法案(内閣提出)に關する報告書

「最終号の附録に掲載」

關稅定率法等の一部を改正する等の法律案

關稅定率法等の一部を改正する等の法律

(關稅定率法の一部改正)

第一条 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「ヂウレチンノ製造ニ使用スルモノコアラ豆」を「飼料ノ製造ニ使用スルモノ高粱及玉蜀黍、油ノ製造ニ使用スルモノ落花生」に改める。

附則第二項中「命令ノ定ムル手續ニ依リ昭和二十八年七月三十一日」を「政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日」に改め、附則第三項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

關稅定率法等の一部を改正する等の法律案

關稅定率法等の一部を改正する等の法律

(關稅定率法の一部改正)

第一条 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「ヂウレチンノ製造ニ使用スルモノコアラ豆」を「飼料ノ製造ニ使用スルモノ高粱及玉蜀黍、油ノ製造ニ使用スルモノ落花生」に改める。

附則第二項中「命令ノ定ムル手續ニ依リ昭和二十八年七月三十一日」を「政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日」に改め、附則第三項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

關稅定率法等の一部を改正する等の法律案

關稅定率法等の一部を改正する等の法律

(關稅定率法の一部改正)

第一条 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「ヂウレチンノ製造ニ使用スルモノコアラ豆」を「飼料ノ製造ニ使用スルモノ高粱及玉蜀黍、油ノ製造ニ使用スルモノ落花生」に改める。

附則第二項中「命令ノ定ムル手續ニ依リ昭和二十八年七月三十一日」を「政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日」に改め、附則第三項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

番 号	品 名	免 税 物 品
一四〇六	特殊鋼	ドリルスチール
一五二二	機械用の刃物(金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る。工匠用、農具及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。工別号に掲げるものを除く。)	ドリルスチール
一六七八	「ドリル、ビット、リーマー及びスクリーナツブ(柄又ニユーマツクツール及びニユーマツクマシソ(別号に掲げるものを除く。)	ドリルスチール
一六八六	機械(別号に掲げるものを除く。)	選鉱用機械
一六八八	機械の部分品(別号に掲げるものを除く。)	ドリフターノ部分品 及選鉱用機械ノ部分品

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ當

該物品ヲ其ノ金銀業ノ用以外ノ用ニ供シタル場合又ハ輸入ノ日ヨリ一年以
内ニ其ノ金銀業ノ用ニ供セザリシ場合ニハ政府ハ當該金銀業者ヨリ關稅徵
收ノ例ニ依リ輸入税ヲ追徴ス但シ天災其ノ他ニムコトヲ得ザル事由ニ因リ
其ノ用ニ供セザリシコトニ付税關長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

關稅法第一百一条ノ第三項ノ規定ハ第二項及第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス
別表輸入税表中「六〇二」サフラン、セメンシナ及び丁子 無

税」を
六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子 一割 に改め、
一 セメンシナ
二 その他 無税

同表第六百一十一号税率の欄中「無税」を二割に改め、同表第六百七十五号税率
の欄中「無税」を二割に改め、同表第七百十号税率の欄中「二割」を「二割五分」
に改め、同表第七百十九号税率の欄中「一割」を「二割」に改め、同表第六百三

十七号品名の欄及び税率の欄中
二 無線電信機及び無線電話機(ラジオ受
信機及びテレビジョン受信機を含む)
三 その他
甲 真空管
乙 その他

二 無線電信機及び無線電話機(ラジオ受
信機及びそのシャシを含む、テレビジ
ン受信機及びそのシャシを除く)
三 テレビジョン受信機及びそのシャシ
四 その他
甲 真空管
乙 その他
一割五分 三割 一割五分

改め、同表第七百四号税率の欄中「一割五分」を「四割五分」に改める。

(關稅法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 關稅法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百十号)の一
部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和二十八年七月三十一日(別表甲号第千一百一十一号に掲げる印
刷用紙にあつては、昭和二十七年九月三十日)」を「昭和二十九年三月三十一
日」、「別表乙号に掲げるものの輸入税は、昭和二十八年七月三十一日」を
「別表乙号に掲げるものの輸入税は、昭和二十九年三月三十一日」に改め、同

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 特別減税關稅法案外四件

項別表甲号中「よりやんの項及び」ところの項を削り、同表豆類の項中
「三 落花生」を削り、同表中菜種及びからし菜の種の項、印刷用紙の項及び
船舶の項を削り、
一六五八 内燃機関
二 その他のうち航空機用のものを

一六五八 内燃機関
二 その他のうち航空機用のものを
一六八六 機械(別号に掲げるものを除く)のうち、せん孔カード式統
計會計機械(せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合
機、翻訳機等)並該統計會計機械を構成する機械を含む。

に改め、同表の備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則第六項中「輸入税表第十六類
に掲げる機械類のうち左に掲げる要
件をそなえるもの」を「輸入税表に掲
げる物品のうち左に掲げる要件をそ
なえる機械類」に、「昭和二十八年七
月三十一日」を「昭和二十九年三月三
十一日」に改める。

(鉄の輸入税免除に関する法律の
廃止)

第三条 鉄の輸入税免除に関する法
律(昭和十六年法律第八十七号)
は、廃止する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
し、關稅法第九條第二項の改
正規定中「よりやん及び」ところ
の輸入税免除に関する部分
は、昭和二十九年一月一日から適
用する。

2 改正前の關稅法(以下「旧
法」といふ)第九條第二項の規定
は、この法律施行前に同項の規定
により輸入税の免除を受けたコ

ア豆については、この法律施行後
も、一年間、なおその効力を有す
る。

3 旧法附則第二項の規定に基く命
令は、この法律施行前に同項の規
定により輸入税の免除を受けた乾
燥脂肪ミルタについては、なおそ
の効力を有する。

4 旧法附則第二項の規定により輸
入税の免除を受けた乾燥脂肪ミル
タで、この法律施行前にその輸入者
が既に譲渡したものに係る輸入税
の追徴については、なお従前の例
による。

5 關稅法別表輸入税表第二百
八号に掲げる「よりやん及び同表
第二百九号に掲げるところのこ
しの輸入税は、昭和二十八年十二
月三十一日までの輸入について、免
除する。

6 關稅法別表輸入税表第四百
百五号に掲げる「軌条のうち、みぞ
レールの輸入税は、昭和二十八年九
月三十日までの輸入について、同
号に掲げる板のうち厚さ〇・六ミ
リメートルをこえない発生産品(同
号に掲げる板の製造工程中におい
て生じたきずものをいう。)で、めつ
きてないものの輸入税は、昭和
二十九年三月三十一日までの輸入
について、それぞれ免除する。

關稅法の一部を改正する等
の法律案に対する修正案
關稅法の一部を改正する等
の法律案に対する修正
關稅法の一部を改正する等
の法律案の一部を修正す
る。

第一条中「四割五分」を「四割」に改
める。
第二条中「菜種及びからし菜の種
の項、印刷用紙を『菜種及びからし
菜の種の項を削り、同表第六百九
十五号品名の欄中「輸入するものに
限る。』を「輸入するものに限る。』及
び四エチル鉛」に改め、同表中印刷
用紙に、『第二項を削る。』を『第
二項を削り、附則五項別表乙号中

七〇五 合成染料
六 建築染料
乙 その他
一割五分

を

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 特別減税国債法案外四件

七〇五	合成染料	
六	建築染料	
乙	その他	
七一九	カーボンブラツク	一割五分
二一〇一	印刷用紙	一割
二 その他(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る)		
甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る)		
		七分五厘

改める。』に改める。

附則第六項中「第一千四百五号に掲げる」の下に「棒のうち鋼矢板及び」を加え、「九月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

附則第六項中「第一千四百五号に掲げる」の下に「棒のうち鋼矢板及び」を加え、「九月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

附則第六項中「第一千四百五号に掲げる」の下に「棒のうち鋼矢板及び」を加え、「九月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

附則第六項中「第一千四百五号に掲げる」の下に「棒のうち鋼矢板及び」を加え、「九月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

附則第六項中「第一千四百五号に掲げる」の下に「棒のうち鋼矢板及び」を加え、「九月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

附則第六項中「第一千四百五号に掲げる」の下に「棒のうち鋼矢板及び」を加え、「九月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

「百七十五億円」に改める。

第十七条中「明治四十年法律第四十五号」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(退職手当)

第十七条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを要しようとするときも、また同様とする。

第二十二条の二 第一項中「公庫の予算に定められた金額の」を削る。

第二十三条中「若しくは復興金融債券」を削る。

第三十二条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

第三十五条から第四十条までを次のように改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正前の国民金融公庫法第三十五条及び第三十七条の規定は、昭和二十八年九月三十日まで、は、なお、その効力を有する。

2 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定に基づいて国民金融公庫に設けられた共済組合(以下「共済組合」という)は、昭和二十八年十月一日に解散するものとする。

3 共済組合の解散及び清算については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条、第七十四条本文、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条(法人の清算)の規定を適用する。この場合において、同法第七十四条本文中文「理事」とあるのは「国民金融公庫総裁」と、同法第八十二条中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と読み替へるものとする。

4 共済組合が解散した場合において、残余財産があるときは、その残余財産は、政令で定めるところにより、国民金融公庫又は国民金融公庫に係る健康保険の保険者(以下「保険者」という。)に帰属する。

5 前二項に規定するものの外、共済組合の清算に關して必要な事項は、政令で定める。

6 昭和二十八年九月三十日に現に共済組合の組合員である者については、同日に退職したものとみなして、国家公務員共済組合法の退職給付に關する規定を適用する。

7 昭和二十八年十月一日以後において、国家公務員共済組合法の規定により支給すべき退職年金、廃疾年金及び遺族年金並びに廃疾一時金及び年金者遺族一時金は、国民金融公庫がその負担において支給するものとする。但し、前項に規定する者が昭和二十八年十月一日前に廃疾にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため同日以後に退職した場合においては、同法第四十二条(廃疾年金)及び同法第四十五条(廃疾一時金)の規定の適用はないものとする。

8 共済組合が国家公務員共済組合法の規定により負担した、又は負担すべきであつた保健給付及び休業給付の義務は、保険者が承継する。

9 前項の規定により保険者が給付の費用の二分の一は、国民金融公庫が負担するものとし、当該給付の額及び支給の条件については、なお従前の例による。但し、昭和二十八年九月三十日に現に共済組合の組合員である者が、同日以後引き続き国民金融公庫に在職し、この法律の施行により健康保険の被保険者となつた場合においては、その健康保険の被保険者となつたこと因つては、その者にいつた額の給付の支給を打ち切らないものとする。

10 第八項の規定により保険者が給付を行う場合においては、前項但書の規定に該当する者については、当該給付の原因となつた事故と同一の原因に基く健康保険の保険給付は行わない。

11 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」に改め、「又は公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)及び「(農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。)」を削る。

12 この法律施行前から引き続き国民金融公庫に在職する者がこの法律施行後六月以内に退職した場合においては、その職員がこの法律施行後その臨時措置に關する法律に規定する職員として在職していたものとみなして、同法第十条の規定を適用する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

昭和二十八年産米穀に對するの超過供出奨励金等に對する所得税の臨時特例に關する法律案

昭和二十八年産米穀に對するの超過供出奨励金等に對する所得税の臨時特例に關する法律案

昭和二十八年産米穀に對するの超過供出奨励金等に對する所得税の臨時特例に關する法律案

昭和二十八年産米穀に對するの超過供出奨励金等に對する所得税の臨時特例に關する法律案

この法律は、公布の日から施行す
る。

次に、産業投資特別会計法案について申し上げます。この法律案は、わが国経済の再建、産業の開発及貿易振興のため、米国対日援助見返資金、別会計を廃止いたしました。新たに産業投資特別会計を設け、同特別会計の負担において、特別減税増徴の死による収入金及び米国対日援助見返金特別会計からの承継資産から生ず

に、かんがえまして、来年三月末までこれを免税することにした。次年度でもりませう。

第三点、カーボン・ブラツクは、政府原案において今回二割から二割に入税率の引上げが計画されているのがありますが、なお輸入を確保する必要がありますので、来年三月末まで現

次に、國民金融公庫法の一部を改定する法律案について申し上げます。この法案は、昭和二十八年度予算において、一般会計から四十五億圓を國民金融公庫に出資し、これにより公庫の資本金を百七十五億圓にすることとし、かつ公庫の資金量の増大に伴ひまして公庫の業務の円滑な遂行をはかること

ました。(拍手)
次に、日曜第七ないし第九の三案一括して採決いたします。日曜第七の委員長の報告は修正でありまして、ロ、委員第八及び第九の委員長の報告は可決であります。三案は委員長報告の通決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議第三十一号 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案外一件

○副議長(原應君) 御異議なしと認め
ます。よつて三案は委員長報告の通り
決しました。

第十 高等学校の定時制教育及び
通信教育振興法案(中川源一郎
君外十七名提出)

第十一 私立学校教職員共済組合
法案(内閣提出)

○副議長(原應君) 日程第十、高等学
校の定時制教育及び通信教育振興法
案、日程第十一、私立学校教職員共済
組合法案、右両案を一括して議題と
いたします。委員長の報告を求めます。
文部委員長辻寛一君。

高等学校の定時制教育及び通信
教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信
教育振興法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、勤労青年教育
の重要性にかんがみ、教育基本法
(昭和二十二年法律第二十五号)の
精神にのっとり、働きながら学ぶ
青年に対し、教育の機会均等を保
障し、勤労と修学に対する正しい
信念を確立させ、もつて国民の教
育水準と生産能力の向上に寄与す
るため、高等学校の定時制教育及
び通信教育の振興を図ることを目
的とする。

(定義)

第二条 この法律で、「定時制教育」
とは、高等学校が学校教育法(昭
和二十二年法律第二十六号)第四
十四条(定時制の課程)に規定する
定時制の課程で行う教育をいい、
「通信教育」とは、高等学校が同法
第四十五条(通信教育)の規定によ

り行ふ通信による教育をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国は、この法律及び他の法
令の定めるところにより、定時制
教育及び通信教育の振興を図る
とともに、地方公共団体が第二項各
号に掲げるような方法によつて定
時制教育及び通信教育の振興を図
ることを奨励し、及びこれについ
て指導と助言とを与えなければなら
ない。

2 地方公共団体は、左に掲げるよ
うな方法によつて定時制教育及び
通信教育の振興を図り、できるだ
け多数の勤労青年が高等学校教育
を受ける機会を持ちうるように努
めなければならない。

一 その地方の実情に基き、定時
制教育及び通信教育の適正な実
施及び運営に関する総合計画を
樹立すること。

二 定時制教育及び通信教育に関
する施設又は設備を整備し、及
びその充実を図ること。

三 定時制教育及び通信教育の内
容及び方法の改善を図ること。

四 定時制教育及び通信教育に従
事する教員の現職教育につい
て、勤労青年教育の特殊性を考
慮して、その計画を樹立し、及
びその実施を図ること。

(教科用図書)の編纂、検定及び発
行に関する特別措置

第四条 通信教育に関する教科用図
書の編纂、検定及び発行に関し
ては、その特殊性にかんがみ、特別
の措置が講ぜられなければならない
こと。

2 国は、政令で定めるところによ

り、通信教育に関する教科用図書
で政令で定めるものを発行する者
に対し、予算の範囲内において、
その編纂及び発行に要する経費の
一部を補助することができる。

(私立学校)についての国の補助

第五条 国は、公立の高等学校の設
置者が定時制教育又は通信教育の
設備について、政令で定める基準
にまで高めようとする場合におい
ては、これに要する経費の全部又
は一部を、当該設置者に対し、予
算の範囲内において補助する。但
し、卒業教育振興法(昭和二十六
年法律第二百二十八号)第十五条
(国の負担又は第十六条(短期の
卒業教育)の規定により国が負担
するものを除く。

2 国は、公立の高等学校の通信教
育の運営に要する経費で政令で定
めるものの全部又は一部を、当該
高等学校の設置者に対し、予算の
範囲内において補助する。

(補助金の返還等)

第六条 文部大臣は、第四條第二項
又は前条の規定により補助金の交
付を受けた者が左の各号の一に該
当するときは、当該年度におけるそ
の後の補助金の交付をやめると
もに、すでに交付した当該年度の
補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基く
政令の規定に違反したとき

二 補助金の交付の条件に違反し
たとき

三 虚偽の方法によつて補助金を
受けたことが明らかになったと
き。

(政令への委任)

第七条 前三条に規定するもののほ
か、補助金の交付に関し必要な事
項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。但し、第四條第二項の規定及び
第五條第一項中通信教育に関する部
分の規定は、昭和二十九年四月一日
から施行する。

高等学校の定時制教育及び通信教
育振興法案に対する修正案
高等学校の定時制教育及び通信
教育振興法案に対する修正
高等学校の定時制教育及び通信教
育振興法案の一部を次のように修正
する。

第七條中「前三條」を「第四條から
前条まで」に改め、同条を第八條と
し、第六條中「第四條第二項」の下に
「第五條」を加え、同条を第七條と
し、第五條の次に次の一条を加え
る。

(私立学校)についての国の補助

第六條 国は、私立の高等学校の設
置者が定時制教育の設備につい
て、政令で定める基準にまで高め
ようとする場合においては、これ
に要する経費の全部又は一部を、
当該学校の設置者に対し、予算の
範囲内において補助する。但し、
卒業教育振興法第十九条(私立学
校に関する補助)において運用す
る同法第十五条又は第十六條の規
定により国が補助するものを除
く。

2 前項の規定により国が高等学校
の設置者である学校法人に対し補
助する場合においては、私立学
校法(昭和二十四年法律第二百七
十号)第五十九條第二項から第六
項まで助成の規定の適用がある
ものとする。

附則中「第四條第二項の規定及び
第五條第一項中通信教育に関する部
分」を「第四條第二項、第五條第一項
中通信教育に関する部分及び第六
條」に改める。

高等学校の定時制教育及び通信教育
振興法案(中川源一郎君外十七名提
出)に関する附録に掲載

私立学校教職員共済組合法案
私立学校教職員共済組合法
目次

第一章 総則(第一条~第六条)

第二章 役員及び職員(第七條~
第十一條)

第三章 運営審議会(第十二條・
第十三條)

第四章 組合員(第十四條第十
七條)

第五章 業務
第一節 総則(第十八條・第十
九條)

第二節 給付(第二十條・第二
十五條)

第三節 福祉施設(第二十六條)
第六章 掛金及び国庫補助金(第
二十七條~第三十五條)

第七章 審議会(第三十六條~第
三十八條)

第八章 會計(第三十九條~第四
十一條)

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案外一件

第九章 監督 (第四十二条―第四十五条) 第十章 雑則 (第四十六条―第四十九条) 第十一章 附則 (第五十条―第五十三条) 附則 第一章 総則 第一条 (目的) 第二条 (法人格等) 第三条 (私立学校教職員共済組合) 第四条 (以下組合という。) 第五条 (組合は、主たる事務所を東京都に置き、必要に地を従たる事務所を置くことができる。) 第六条 (定款) 第七条 (組合は、定款をもつて左の各号に掲げる事項を規定しなければならない。) 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 役員に関する事項 五 運営審議会に関する事項 六 組合員に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 組合員に関する事項 九 審査会に関する事項 十 資産の管理その他財務に関する事項 十一 会計に関する事項	十二 その他組合の業務に関する重要事項 2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。 (登記) 第四条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。 3 登記した事項は、登記所において、通達なく公告しなければならない。 (名称使用の制限) 第五条 組合でない者は、私立学校教職員共済組合といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。 (非課税) 第六条 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを課税として、租税その他の公課を課さない。 第二章 役員及び職員 (役員) 第七条 組合に役員として、理事長一人、理事三人以上六人以内及び監事二人を置く。 (役員職務) 第八条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。 2 理事は、定款で定めるところにより、組合を代表し、理事長を輔佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を	代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 監事は、組合の業務を監査する。 (役員任期及び任期) 第九条 役員は、組合の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。 2 役員任期は、二年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、再任されることができ、(代表権の制限) 第十条 組合と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。 (兼職の禁止) 第十一条 理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、文部大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。 第三章 運営審議会 (運営審議会) 第十二条 組合の業務の適正な運営を図るため、組合に運営審議会を置く。 2 運営審議会の委員は、十五人以上とし、組合員、組合員を使用する私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七号) 第三条に定める学校法人又は同法第六十四条第四項の法人の役員及び組合の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が委嘱する。 3 文部大臣は、前項の規定により委員を委嘱する場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相當の注意を払わなければならない。 4 第九條第二項及び第三項の規定は、第二項の委員について準用する。 (運営審議会の職務) 第十三条 左の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならない。 一 定款の変更 二 業務方法書の変更 三 毎事業年度の予算 四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担 五 訴訟又は訴訟の提起及び和解 六 その他組合の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項 2 前項に規定する事項のほか、運営審議会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。 第四章 組合員 (組合員) 第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は組合 (以下学校法人等という。) に使用される者 (以下「教職員等」という。) は、組合員とする。但し、左の各号に掲げる者は、この限りでない。 一 専任でない者 二 臨時に使用される者 三 前二号に掲げる者ほか、常時勤務に服しない者 (組合員の資格の取得) 第十五条 教職員等が、前各号に掲げる者を除き、その教職員等となつた日 (前各号に掲げる者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日) から、組合員たる資格を取得する。 (組合員の資格の喪失) 第十六条 組合員は、左の各号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日から組合員たる資格を喪失する。但し、第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日にさらに教職員等 (第十四条各号に掲げる者を除く) となつたときは、この限りでない。 一 死亡したとき 二 退職したとき 三 第十四条各号に掲げる者となつたとき 四 その使用される学校法人等が解散したとき (組合員たる期間) 第十七条 組合員たる期間は、組合員たる資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。 第五章 業務 第一節 総則 (業務) 第十八条 組合は、第一条に規定する目的を達成するため、左の各号に掲げる業務を行う。	一 専任でない者 二 臨時に使用される者 三 前二号に掲げる者ほか、常時勤務に服しない者 (組合員の資格の取得) 第十五条 教職員等が、前各号に掲げる者を除き、その教職員等となつた日 (前各号に掲げる者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日) から、組合員たる資格を取得する。 (組合員の資格の喪失) 第十六条 組合員は、左の各号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日から組合員たる資格を喪失する。但し、第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日にさらに教職員等 (第十四条各号に掲げる者を除く) となつたときは、この限りでない。 一 死亡したとき 二 退職したとき 三 第十四条各号に掲げる者となつたとき 四 その使用される学校法人等が解散したとき (組合員たる期間) 第十七条 組合員たる期間は、組合員たる資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。 第五章 業務 第一節 総則 (業務) 第十八条 組合は、第一条に規定する目的を達成するため、左の各号に掲げる業務を行う。
---	---	---	---

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案外一件

六九八

- 一 組合員の疾病、負傷、廃疾、死亡、分へん、退職、災や、又は休業に関する給付
- 二 組合員の被扶養者の疾病、負傷、死亡、分へん又は災や、に關する給付
- 三 前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業（業務方法書）
- 第十九条 組合は、業務方法書を定め、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 医療機関との契約に関する事項
- 二 福祉施設に関する事項
- 三 その他組合の業務の執行に關して必要な事項
- 2 組合は、業務方法書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。
- （給付）
- 第二十条 組合は、第十八条第一号及び第二号に掲げる給付として、保健給付、退職給付、廃疾給付、遺族給付、災害給付及び休業給付を行う。
- （給付の範囲）
- 第二十一条 この法律において「給付」とは、組合員たる教職員等が、勤務の対価として受ける給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるものをいう。但し、臨時に受けるもの及び三月をこえる期間ごとに受けるものを含まない。
- 2 給与の一部が金銭以外のものである場合は、その価額は、その地方の時価により、理事

長が定める。

（標準給与）

第二十二條 標準給与の等級及び月額額は、組合員たる教職員等の給与額に基き左の区分により定め、各等級に対応する標準給与の日額は、その月額の二十五分の一に相當する額とする。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	四、〇〇〇円	四、五〇〇円未満
第二級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満
第三級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第四級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満
第五級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第六級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第七級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、五〇〇円未満
第八級	一一、〇〇〇円	一〇、五〇〇円以上 一一、五〇〇円未満
第九級	一二、〇〇〇円	一一、五〇〇円以上 一二、五〇〇円未満
第十級	一三、〇〇〇円	一二、五〇〇円以上 一三、五〇〇円未満
第十一級	一四、〇〇〇円	一三、五〇〇円以上 一四、五〇〇円未満
第十二級	一五、〇〇〇円	一四、五〇〇円以上 一五、五〇〇円未満
第十三級	一六、〇〇〇円	一五、五〇〇円以上 一六、五〇〇円未満
第十四級	一七、〇〇〇円	一六、五〇〇円以上 一七、五〇〇円未満
第十五級	一八、〇〇〇円	一七、五〇〇円以上 一八、五〇〇円未満
第十六級	一九、〇〇〇円	一八、五〇〇円以上 一九、五〇〇円未満
第十七級	二〇、〇〇〇円	一九、五〇〇円以上 二〇、五〇〇円未満
第十八級	二一、〇〇〇円	二〇、五〇〇円以上 二一、五〇〇円未満
第十九級	二二、〇〇〇円	二一、五〇〇円以上 二二、五〇〇円未満
第二十級	二三、〇〇〇円	二二、五〇〇円以上 二三、五〇〇円未満
第二十一級	二四、〇〇〇円	二三、五〇〇円以上 二四、五〇〇円未満
第二十二級	二五、〇〇〇円	二四、五〇〇円以上 二五、五〇〇円未満
第二十三級	二六、〇〇〇円	二五、五〇〇円以上 二六、五〇〇円未満
第二十四級	二七、〇〇〇円	二六、五〇〇円以上 二七、五〇〇円未満
第二十五級	二八、〇〇〇円	二七、五〇〇円以上 二八、五〇〇円未満
第二十六級	二九、〇〇〇円	二八、五〇〇円以上 二九、五〇〇円未満
第二十七級	三〇、〇〇〇円	二九、五〇〇円以上 三〇、五〇〇円未満
第二十八級	三一、〇〇〇円	三〇、五〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第二十九級	三二、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三二、五〇〇円未満
第三十級	三三、〇〇〇円	三二、五〇〇円以上 三三、五〇〇円未満
第三十一級	三四、〇〇〇円	三三、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第三十二級	三五、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三五、五〇〇円未満
第三十三級	三六、〇〇〇円	三五、五〇〇円以上 三六、五〇〇円未満
第三十四級	三七、〇〇〇円	三六、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第三十五級	三八、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 三八、五〇〇円未満
第三十六級	三九、〇〇〇円	三八、五〇〇円以上 三九、五〇〇円未満
第三十七級	四〇、〇〇〇円	三九、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第三十八級	四一、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四一、五〇〇円未満
第三十九級	四二、〇〇〇円	四一、五〇〇円以上 四二、五〇〇円未満
第四十級	四三、〇〇〇円	四二、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第四十一級	四四、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四四、五〇〇円未満
第四十二級	四五、〇〇〇円	四四、五〇〇円以上 四五、五〇〇円未満
第四十三級	四六、〇〇〇円	四五、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第四十四級	四七、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 四七、五〇〇円未満
第四十五級	四八、〇〇〇円	四七、五〇〇円以上 四八、五〇〇円未満
第四十六級	四九、〇〇〇円	四八、五〇〇円以上 四九、五〇〇円未満
第四十七級	五〇、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上 五〇、五〇〇円未満
第四十八級	五一、〇〇〇円	五〇、五〇〇円以上 五一、五〇〇円未満
第四十九級	五二、〇〇〇円	五一、五〇〇円以上 五二、五〇〇円未満
第五十級	五三、〇〇〇円	五二、五〇〇円以上 五三、五〇〇円未満
第五十一級	五四、〇〇〇円	五三、五〇〇円以上 五四、五〇〇円未満
第五十二級	五五、〇〇〇円	五四、五〇〇円以上 五五、五〇〇円未満
第五十三級	五六、〇〇〇円	五五、五〇〇円以上 五六、五〇〇円未満
第五十四級	五七、〇〇〇円	五六、五〇〇円以上 五七、五〇〇円未満
第五十五級	五八、〇〇〇円	五七、五〇〇円以上 五八、五〇〇円未満
第五十六級	五九、〇〇〇円	五八、五〇〇円以上 五九、五〇〇円未満
第五十七級	六〇、〇〇〇円	五九、五〇〇円以上 六〇、五〇〇円未満
第五十八級	六一、〇〇〇円	六〇、五〇〇円以上 六一、五〇〇円未満
第五十九級	六二、〇〇〇円	六一、五〇〇円以上 六二、五〇〇円未満
第六十級	六三、〇〇〇円	六二、五〇〇円以上 六三、五〇〇円未満
第六十一級	六四、〇〇〇円	六三、五〇〇円以上 六四、五〇〇円未満
第六十二級	六五、〇〇〇円	六四、五〇〇円以上 六五、五〇〇円未満
第六十三級	六六、〇〇〇円	六五、五〇〇円以上 六六、五〇〇円未満
第六十四級	六七、〇〇〇円	六六、五〇〇円以上 六七、五〇〇円未満
第六十五級	六八、〇〇〇円	六七、五〇〇円以上 六八、五〇〇円未満
第六十六級	六九、〇〇〇円	六八、五〇〇円以上 六九、五〇〇円未満
第六十七級	七〇、〇〇〇円	六九、五〇〇円以上 七〇、五〇〇円未満
第六十八級	七一、〇〇〇円	七〇、五〇〇円以上 七一、五〇〇円未満
第六十九級	七二、〇〇〇円	七一、五〇〇円以上 七二、五〇〇円未満
第七十級	七三、〇〇〇円	七二、五〇〇円以上 七三、五〇〇円未満
第七十一級	七四、〇〇〇円	七三、五〇〇円以上 七四、五〇〇円未満
第七十二級	七五、〇〇〇円	七四、五〇〇円以上 七五、五〇〇円未満
第七十三級	七六、〇〇〇円	七五、五〇〇円以上 七六、五〇〇円未満
第七十四級	七七、〇〇〇円	七六、五〇〇円以上 七七、五〇〇円未満
第七十五級	七八、〇〇〇円	七七、五〇〇円以上 七八、五〇〇円未満
第七十六級	七九、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 七九、五〇〇円未満
第七十七級	八〇、〇〇〇円	七九、五〇〇円以上 八〇、五〇〇円未満
第七十八級	八一、〇〇〇円	八〇、五〇〇円以上 八一、五〇〇円未満
第七十九級	八二、〇〇〇円	八一、五〇〇円以上 八二、五〇〇円未満
第八十級	八三、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上 八三、五〇〇円未満
第八十一級	八四、〇〇〇円	八三、五〇〇円以上 八四、五〇〇円未満
第八十二級	八五、〇〇〇円	八四、五〇〇円以上 八五、五〇〇円未満
第八十三級	八六、〇〇〇円	八五、五〇〇円以上 八六、五〇〇円未満
第八十四級	八七、〇〇〇円	八六、五〇〇円以上 八七、五〇〇円未満
第八十五級	八八、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上 八八、五〇〇円未満
第八十六級	八九、〇〇〇円	八八、五〇〇円以上 八九、五〇〇円未満
第八十七級	九〇、〇〇〇円	八九、五〇〇円以上 九〇、五〇〇円未満
第八十八級	九一、〇〇〇円	九〇、五〇〇円以上 九一、五〇〇円未満
第八十九級	九二、〇〇〇円	九一、五〇〇円以上 九二、五〇〇円未満
第九十級	九三、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上 九三、五〇〇円未満
第九十一級	九四、〇〇〇円	九三、五〇〇円以上 九四、五〇〇円未満
第九十二級	九五、〇〇〇円	九四、五〇〇円以上 九五、五〇〇円未満
第九十三級	九六、〇〇〇円	九五、五〇〇円以上 九六、五〇〇円未満
第九十四級	九七、〇〇〇円	九六、五〇〇円以上 九七、五〇〇円未満
第九十五級	九八、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上 九八、五〇〇円未満
第九十六級	九九、〇〇〇円	九八、五〇〇円以上 九九、五〇〇円未満
第九十七級	一〇〇、〇〇〇円	九九、五〇〇円以上 一〇〇、五〇〇円未満
第九十八級	一〇一、〇〇〇円	一〇〇、五〇〇円以上 一〇一、五〇〇円未満
第九十九級	一〇二、〇〇〇円	一〇一、五〇〇円以上 一〇二、五〇〇円未満
第一百級	一〇三、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上 一〇三、五〇〇円未満
第一百一级	一〇四、〇〇〇円	一〇三、五〇〇円以上 一〇四、五〇〇円未満
第一百二级	一〇五、〇〇〇円	一〇四、五〇〇円以上 一〇五、五〇〇円未満
第一百十三級	一〇六、〇〇〇円	一〇五、五〇〇円以上 一〇六、五〇〇円未満
第一百十四級	一〇七、〇〇〇円	一〇六、五〇〇円以上 一〇七、五〇〇円未満
第一百十五級	一〇八、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上 一〇八、五〇〇円未満
第一百十六級	一〇九、〇〇〇円	一〇八、五〇〇円以上 一〇九、五〇〇円未満
第一百十七級	一一〇、〇〇〇円	一〇九、五〇〇円以上 一一〇、五〇〇円未満
第一百十八級	一一一、〇〇〇円	一一〇、五〇〇円以上 一一一、五〇〇円未満
第一百十九級	一一二、〇〇〇円	一一一、五〇〇円以上 一一二、五〇〇円未満
第一百二十級	一一三、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上 一一三、五〇〇円未満
第一百二十一级	一一四、〇〇〇円	一一三、五〇〇円以上 一一四、五〇〇円未満
第一百二十二級	一一五、〇〇〇円	一一四、五〇〇円以上 一一五、五〇〇円未満
第一百二十三級	一一六、〇〇〇円	一一五、五〇〇円以上 一一六、五〇〇円未満
第一百二十四級	一一七、〇〇〇円	一一六、五〇〇円以上 一一七、五〇〇円未満
第一百二十五級	一一八、〇〇〇円	一一七、五〇〇円以上 一一八、五〇〇円未満
第一百二十六級	一一九、〇〇〇円	一一八、五〇〇円以上 一一九、五〇〇円未満
第一百二十七級	一二〇、〇〇〇円	一一九、五〇〇円以上 一二〇、五〇〇円未満
第一百二十八級	一二一、〇〇〇円	一二〇、五〇〇円以上 一二一、五〇〇円未満
第一百二十九級	一二二、〇〇〇円	一二一、五〇〇円以上 一二二、五〇〇円未満
第一百三十級	一二三、〇〇〇円	一二二、五〇〇円以上 一二三、五〇〇円未満
第一百三十一級	一二四、〇〇〇円	一二三、五〇〇円以上 一二四、五〇〇円未満
第一百三十二級	一二五、〇〇〇円	一二四、五〇〇円以上 一二五、五〇〇円未満
第一百三十三級	一二六、〇〇〇円	一二五、五〇〇円以上 一二六、五〇〇円未満
第一百三十四級	一二七、〇〇〇円	一二六、五〇〇円以上 一二七、五〇〇円未満
第一百三十五級	一二八、〇〇〇円	一二七、五〇〇円以上 一二八、五〇〇円未満
第一百三十六級	一二九、〇〇〇円	一二八、五〇〇円以上 一二九、五〇〇円未満
第一百三十七級	一三〇、〇〇〇円	一二九、五〇〇円以上 一三〇、五〇〇円未満
第一百三十八級	一三一、〇〇〇円	一三〇、五〇〇円以上 一三一、五〇〇円未満
第一百三十九級	一三二、〇〇〇円	一三〇、五〇〇円以上 一三二、五〇〇円未満
第一百四十級	一三三、〇〇〇円	一三二、五〇〇円以上 一三三、五〇〇円未満
第一百四十一級	一三四、〇〇〇円	一三三、五〇〇円以上 一三四、五〇〇円未満
第一百四十二級	一三五、〇〇〇円	一三四、五〇〇円以上 一三五、五〇〇円未満
第一百四十三級	一三六、〇〇〇円	一三五、五〇〇円以上 一三六、五〇〇円未満
第一百四十四級	一三七、〇〇〇円	一三六、五〇〇円以上 一三七、五〇〇円未満
第一百四十五級	一三八、〇〇〇円	一三七、五〇〇円以上 一三八、五〇〇円未満
第一百四十六級	一三九、〇〇〇円	一三八、五〇〇円以上 一三九、五〇〇円未満
第一百四十七級	一四〇、〇〇〇円	一三九、五〇〇円以上 一四〇、五〇〇円未満
第一百四十八級	一四一、〇〇〇円	一四〇、五〇〇円以上 一四一、五〇〇円未満
第一百四十九級	一四二、〇〇〇円	一四一、五〇〇円以上 一四二、五〇〇円未満
第一百五十級	一四三、〇〇〇円	一四二、五〇〇円以上 一四三、五〇〇円未満
第一百五十一級	一四四、〇〇〇円	一四三、五〇〇円以上 一四四、五〇〇円未満
第一百五十二級	一四五、〇〇〇円	一四四、五〇〇円以上 一四五、五〇〇円未満
第一百五十三級	一四六、〇〇〇円	一四五、五〇〇円以上 一四六、五〇〇円未満
第一百五十四級	一四七、〇〇〇円	一四六、五〇〇円以上 一四七、五〇〇円未満
第一百五十五級	一四八、〇〇〇円	一四七、五〇〇円以上 一四八、五〇〇円未満
第一百五十六級	一四九、〇〇〇円	一四八、五〇〇円以上 一四九、五〇〇円未満
第一百五十七級	一五〇、〇〇〇円	一四九、五〇〇円以上 一五〇、五〇〇円未満
第一百五十八級	一五一、〇〇〇円	一五〇、五〇〇円以上 一五一、五〇〇円未満
第一百五十九級	一五二、〇〇〇円	一五〇、五〇〇円以上 一五二、五〇〇円未満
第一百六十級	一五三、〇〇〇円	一五二、五〇〇円以上 一五三、五〇〇円未満
第一百六十一級	一五四、〇〇〇円	一五三、五〇〇円以上 一五四、五〇〇円未満
第一百六十二級	一五五、〇〇〇円	一五四、五〇〇円以上 一五五、五〇〇円未満
第一百六十三級	一五六、〇〇〇円	一五五、五〇〇円以上 一五六、五〇〇円未満
第一百六十四級	一五七、〇〇〇円	一五六、五〇〇円以上 一五七、五〇〇円未満
第一百六十五級	一五八、〇〇〇円	一五七、五〇〇円以上 一五八、五〇〇円未満
第一百六十六級	一五九、〇〇〇円	一五八、五〇〇円以上 一五九、五〇〇円未満
第一百六十七級	一六〇、〇〇〇円	一五九、五〇〇円以上 一六〇、五〇〇円未満
第一百六十八級	一六一、〇〇〇円	一六〇、五〇〇円以上 一六一、五〇〇円未満
第一百六十九級	一六二、〇〇〇円	一六〇、五〇〇円以上 一六二、五〇〇円未満
第一百七十級	一六三、〇〇〇円	一六二、五〇〇円以上 一六三、五〇〇円未満
第一百七十一級	一六四、〇〇〇円	一六三、五〇〇円以上 一六四、五〇〇円未満
第一百七十二級	一六五、〇〇〇円	一六四、五〇〇円以上 一六五、五〇〇円未満
第一百七十三級	一六六、〇〇〇円	一六五、五〇〇円以上 一六六、五〇〇円未満
第一百七十四級	一六七、〇〇〇円	一六六、五〇〇円以上 一六七、五〇〇円未満
第一百七十五級	一六八、〇〇〇円	一六七、五〇〇円以上 一六八、五〇〇円未満
第一百七十六級	一六九、〇〇〇円	一六八、五〇〇円以上 一六九、五〇〇円未満
第一百七十七級	一七〇、〇〇〇円	一六九、五〇〇円以上 一七〇、五〇〇円未満
第一百七十八級	一七一、〇〇〇円	一七〇、五〇〇円以上 一七一、五〇〇円未満
第一百七十九級	一七二、〇〇〇円	一七〇、五〇〇円以上 一七二、五〇〇円未満
第一百八十級	一七三、〇〇〇円	一七二、五〇〇円以上 一七三、五〇〇円未満
第一百八十一級	一七四、〇〇〇円	一七三、五〇〇円以上 一七四、五〇〇円未満
第一百八十二級	一七五、〇〇〇円	一七四、五〇〇円以上 一七五、五〇〇円未満
第一百八十三級	一七六、〇〇〇円	一七五、五〇〇円以上 一七六、五〇〇円未満
第一百八十四級	一七七、〇〇〇円	一七六、五〇〇円以上 一七七、五〇〇円未満
第一百八十五級	一七八、〇〇〇円	一七七、五〇〇円以上 一七八、五〇〇円未満
第一百八十六級	一七九、〇〇〇円	一七八、五〇〇円以上 一七九、五〇〇円未満
第一百八十七級	一八〇、〇〇〇円	一七九、五〇〇円以上 一八〇、五〇〇円未満
第一百八十八級	一八一、〇〇〇円	一八〇、五〇〇円以上 一八一、五〇〇円未満
第一百八十九級	一八二、〇〇〇円	一八〇、五〇〇円以上 一八二、五〇〇円未満
第一百九十級	一八三、〇〇〇円	一八二、五〇〇円以上 一八三、五〇〇円未満
第一百九十一級	一八四、〇〇〇円	一八三、五〇〇円以上 一八四、五〇〇円未満
第一百九十二級	一八五、〇〇〇円	一八四、五〇〇円以上 一八五、五〇〇円未満
第一百九十三級	一八六、〇〇〇円	一八五、五〇〇円以上 一八六、五〇〇円未満
第一百九十四級	一八七、〇〇〇円	一八六、五〇〇円以上 一八七、五〇〇円未満
第一百九十五級	一八八、〇〇〇円	一八七、五〇〇円以上 一八八、五〇〇円未満
第一百九十六級	一八九、〇〇〇円	一八八、五〇〇円以上 一八九、五〇〇円未満
第一百九十七級	一九〇、〇〇〇円	一八九、五〇〇円以上 一九〇、五〇〇円未満
第一百九十八級	一九一、〇〇〇円	一九〇、五〇〇円以上 一九一、五〇〇円未満
第一百九十九級	一九二、〇〇〇円	一九〇、五〇〇円以上 一九二、五〇〇円未満
第二百級	一九三、〇〇〇円	一九二、五〇〇円以上 一九三、五〇〇円未満
第二百一级	一九四、〇〇〇円	一九三、五〇〇円以上 一九四、五〇〇円未満
第二百二级	一九五、〇〇〇円	一九四、五〇〇円以上 一九五、五〇〇円未満
第二百三级	一九六、〇〇〇円	一九五、五〇〇円以上 一九六、五〇〇円未満
第二百四级	一九七、〇〇〇円	一九六、五〇〇円以上 一九七、五〇〇円未満
第二百五级	一九八、〇〇〇円	一九七、五〇〇円以上 一九八、五〇〇円未満
第二百六级	一九九、〇〇〇円	一九八、五〇〇円以上 一九九、五〇〇円未満
第二百七級	二〇〇、〇〇〇円	一九九、五〇〇円以上 二〇〇、五〇〇円未満
第二百八級	二〇一、〇〇〇円	二〇〇、五〇〇円以上 二〇一、五〇〇円未満
第二百九級	二〇二、〇〇〇円	二〇〇、五〇〇円以上 二〇二、五〇〇円未満
第三百級	二〇三、〇〇〇円	二〇二、五〇〇円以上 二〇三、五〇〇円未満
第三百一级	二〇四、〇〇〇円	二〇三、五〇〇円以上 二〇四、五〇〇円未満
第三百二级	二〇五、〇〇〇円	二〇四、五〇〇円以上 二〇五、五〇〇円未満
第三百三级	二〇六、〇〇〇円	二〇五、五〇〇円以上 二〇六、五〇〇円未満
第三百四级	二〇七、〇〇〇円	二〇六、五〇〇円以上 二〇七、五〇〇円未満
第三百五级	二〇八、〇〇〇円	二〇七、五〇〇円以上 二〇八、五〇〇円未満
第三百六级	二〇九、〇〇〇円	二〇八、五〇〇円以上 二〇九、五〇〇円未満
第三百七級	二一〇、〇〇〇円	二〇九、五〇〇円以上 二一〇、五〇〇円未満
第三百八級	二一一、〇〇〇円	二一〇、五〇〇円以上 二一一、五〇〇円未満
第三百九級	二一二、〇〇〇円	二一〇、五〇〇円以上 二一二、五〇〇円未満
第四百級	二一三、〇〇〇円	二一二、五〇〇円以上 二一三、五〇〇円未満
第四百一级	二一四、〇〇〇円	二一三、五〇〇円以上 二一四、五〇〇円未満
第四百二级	二一五、〇〇〇円	二一四、五〇〇円以上 二一五、五〇〇円未満
第四百三级	二一六、〇〇〇円	二一五、五〇〇円以上 二一六、五〇〇円未満
第四百四级	二一七、〇〇〇円	二一六、五〇〇円以上 二一七、五〇〇円未満
第四百五级	二一八、〇〇〇円	二一七、五〇〇円以上 二一八、五〇〇円未満
第四百六级	二一九、〇〇〇円	二一八、五〇〇円

第三十九条第一項 第四十条第二項 第四十一条第一項	第十三条第二号 又は第三号 第二号から第四号 まで	私立学校教職員共 済組合法第十六条 第二号から第四号 まで
第三十九条第二項 第四十一条第二項 第四十二条第二項 第四十三条第二項 第四十五条第二項 第四十六条第二項	依給	平均標準給与の月 額
第三十九条第三項 第四十一条第三項 第四十二条第三項 第四十三条第三項 第四十五条第三項 第四十六条第三項	依給目額	平均標準給与の日 額
第三十九条第四項 第四十一条第四項 第四十二条第四項 第四十三条第四項 第四十五条第四項 第四十六条第四項	依給目額	標準給与の日額
第三十九条第五項 第四十一条第五項 第四十二条第五項 第四十三条第五項 第四十五条第五項 第四十六条第五項	依給	私立学校教職員共 済組合の理事長 給与
第三十九条第六項 第四十一条第六項 第四十二条第六項 第四十三条第六項 第四十五条第六項 第四十六条第六項	依給	公務員の場合にお ける懲戒の事由に 相当する事由によ り解雇せられ
第三十九条第七項 第四十一条第七項 第四十二条第七項 第四十三条第七項 第四十五条第七項 第四十六条第七項	懲戒処分を受け	

第三節 福祉施設
(福祉施設)
第三十六条 組合は、第十八条第三号に掲げる事業として、左の各号に掲げる福利及び厚生に関する業務を行う。
一 組合員の保健及び保護並びに教育に資する施設の経営
二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
三 組合員の臨時の支出に対する貸付

四 その他前各号に附帯する業務
第六章 掛金及び国庫補助金
(掛金)
第二十七条 組合は、その業務に要する費用にあつては、掛金を徴収する。
一 前項の規定による掛金は、組合員の標準給与の月額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、定款で定める。
(掛金の折半負担)
第二十八条 組合員及びその組合員を使用する学校法人等は、前条の規定による掛金を折半して、これを負担する。
(掛金の納付義務及び給与からの控除等)
第二十九条 学校法人等は、自己及びその使用する組合員の負担すべき毎月の掛金を、翌月末日までに組合に納付する義務を負う。
一 学校法人等は、組合員の給与を支給するときは、その給与から当該組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月の掛金(組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金)に相当する金額を控除することができ、
二 学校法人等は、組合員が組合に對して支払うべき第二十六条第三号の貸付金の返還の債務がある場合において、組合から求められたときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合に支払わなければならない。
(督促及び延滞金の徴収)
第三十条 掛金を滞納した学校法人等に対しては、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならない。
一 前項の規定によつて督促をしようとするときは、組合は、学校法人等に対して督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。
二 前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、掛金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から掛金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、掛金額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があるとき認められる場合は、この限りではない。
三 前項の場合において、掛金額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた掛金額を控除した金額による。
四 延滞金を計算するにあたり、掛金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
五 督促状に指定した期限までに掛金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額で十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。
六 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(滞納処分)
第三十一条 前条の規定による督促を受けた学校法人等が、その指定の期限までに掛金を完納しないときは、学校法人等又はその財産のある市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ。)は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
二 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、組合は、文部大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。
(先取特權の順位)
第三十二条 掛金その他この法律の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。
(書類の送達)
第三十三条 掛金その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十三年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を適用する。
(時効)
第三十四条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
二 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を適用する。但し、組合のなす掛金その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案外一件

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議第三十一号 高等学校の定時制教育及び通算教育振興法案外一件

七〇〇

(国庫補助金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費を補助することができる。

一 退職給付、療養給付及び遺族給付に要する費用の百分の十

二 組合の事務に要する費用

第七章 審査会

(審査の請求)

第三十六条 給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、審査会に対し、文書又は口頭をもつて審査を請求することができる。

(審査会)

第三十七条 審査会は、組合に置き、前条の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 前項の委員は、組合員を代表する者、学校法人等を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、文部大臣が委嘱する。

4 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の委員について適用する。

(国家公務員共済組合法の適用)

第三十八条 前二条に規定するもののほか、審査会については、国家公務員共済組合法第七十一条第二項及び第三項並びに第七十四条から第七十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第七十一条第三項中「第一項」とあり、又は第七十五条第三項中「第七十一条第一項」とあるのは、私立学校

教職員共済組合法第三十六条と、第七十一条第三項中「決定又は徴収の通知があつた日」とあるのは「決定若しくは徴収の通知があつた日又は処分があつた日」とを知つた日」と、第七十五条第二項中「政府を代表する委員」とあるのは、学校法人等を代表する委員」と読み替へるものとする。

第八章 会計

第三十九条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しななければならない。

(予算及び決算)

第四十条 組合は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加へようとするときも、また同様とする。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完了後二ヶ月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

4 組合は、第二項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、連

滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備えて置かなければならない。

(政令への委任)

第四十一条 前二条に規定するもののほか、責任準備金の運用その他組合の会計及び財務について必要な事項は、政令で定める。

第九章 監督

(監督)

第四十二条 組合は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第四十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に關し、監督上必要な命令を出すことができる。

(報告及び検査)

第四十四条 文部大臣は、必要があると認めるときは、組合に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員をして組合の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、組合に対し、隨時、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

(役員解任)

第四十五条 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたと

きは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く命令(第四十三条に規定する文部大臣の監督上の命令を含む。)又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 禁治産、准禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

第十章 雑則

(報告の請求及び検査)

第四十六条 文部大臣は、組合の保徳給付についての第二十五条において適用する国家公務員共済組合法第三十一条第三号の規定による支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、同条に規定する医療機関に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして同条の規定による診療を行つた医療機関の病院長若しくは診療所について、その管理者の同意を得て、実際に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 医療機関又はその管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、文部大臣は、組合に対して当該医療機関に対する費用の支払を一時差止めするべきことを命ずることができる。

(組合の報告徴収等)

第四十七条 組合は、文部省令で定めるところにより、組合員を信用する学校法人等に、その使用する組合員の異動、給付等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他組合の業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 組合は、文部省令で定めるところにより、組合員又はこの法律により給付を受けるべき者に、組合又は学校法人等に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(医療に關する事項)

第四十八条 組合は、この法律に定める医療に關する事項については、隨時、厚生大臣に連絡をしなければならぬ。

(政令への委任)

第四十九条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、政令で定める。

第十一章 罰則

第五十条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、組合の業務又は財産に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、組合に対しても同項の刑を科する。

第五十一条 左の各号の一に該当する場合においては、組合の役員を二万円以下の過料に処する。

- 一 この法律又はこの法律に基く政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 二 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を営んだとき。
- 三 第四十条第四項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。
- 四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。
- 第五十二条 第四十七条の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。
- 第五十三条 第五条の規定に違反して、私立学校教職員共済組合という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第一項から第六項まで及び第二十四項の規定は、公布の日から施行する。
- (組合の設立)
- 2 文部大臣は、組合の設立前に、第九条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。
- 3 前項の規定により指名された者は、組合成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。
- 4 文部大臣は、設立委員を命じ、組合の設立に関する事務を処理させる。
- 5 設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。
- 6 前項の認可があつたときは、設立委員は、退任せず、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 7 前二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 8 組合は、設立の登記をすることによつて成立する。
- 9 組合の最初の事業年度は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、昭和二十九年一月一日に始まり、同年三月三十一日に終るものとする。
- (学校法人とみなされるもの)
- 10 私立の盲学校、ろう学校、聾学校又は幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。
- (恩給財団等の解散)
- 11 財団法人私学恩給財団(以下恩給財団という)及び財団法人私学教職員共済会は、組合成立の日に解散し、その権利義務は、組合が承継する。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 12 前項の財団法人の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。
- (厚生年金保険の被保険者であつた期間)
- 13 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の定めるところによる。以下同じ)は、この法律による組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその他の組合員による組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算する。
- (恩給財団の加入教職員であつた期間)
- 14 第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の恩給財団の加入教職員であつた期間(その期間の計算については、従前の例による。以下同じ)は、この法律による組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその他の組合員による組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算する。
- (組合員であつた期間とみなされる期間の標準給手)
- 15 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなす場合においては、その期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給手の月額とみなし、前項の規定により恩給財団の加入教職員であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなす場合においては、その期間における標準給手の月額は、一万円であつたものとみなす。
- (期間の合算及び平均標準給手の月額の計算に関する特例)
- 16 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、且つ、恩給財団の加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかわらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間と第十四項の規定により合算されるべき恩給財団の加入教職員であつた期間のうち、いずれか長い方の期間(その期間が等しい場合には、そのうち一方の期間)のみと、その者がこの法律により組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算するものとし、この場合における平均標準給手の月額の計算については、政令で必要な定数を設けることができる。
- (給付費の負担の特例)
- 17 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律によつて組合員であつた期間とみなして、退職給付、廃疾給付又は遺族給付が行われた場合において、退職給付又は遺族給付については、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたとき、廃疾給付については、その期間が組合員であつた期間とみなされたことにより給付が行われたものであるときは、その給付に要する費用は、組合と厚生年金保険特別会計とが負担する。但し、当該組合員を厚生年金保険の被保険者とみなし、組合員であつた期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間(厚生年金保険法において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができなるときは、この限りでない)とみなした場合には、負担の割合その他費用の負担に關して必要な事項は、政令で定める。
- 18 前項の場合において、負担の割合その他費用の負担に關して必要な事項は、政令で定める。
- (保険給付の調整)
- 19 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者である者に対する厚生年金保険法による保険給付については、第十三項の規定によりその者の厚生年金保険の被保険者であつた期間が、この法律による組合員であつた期間とみなされることに伴ひ相当と認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。
- (恩給財団の例による長期給付)
- 20 第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者が、組合成立の日から十日以内に文部大臣に申請したときは、その者の退職、廃疾又は死亡に關する給付(埋葬に關する給付を除く)に關する事項のうち、

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案外一件

七〇二

- 給付の種類、給付事由、給付の内容、及び掛金の額に付いては、組合成立の日から引き継ぎ恩給財団における従前の例によるものとする。
- 21 前項の規定により恩給財団における従前の例による給付を行う場合においては、同項の者がこの法律による組合員となつた後の組合員であつた期間は、恩給財団の加入教職員であつた期間とみなし、これとその他の恩給財団の教職員であつた期間とを合算する。
- (適用除外)
- 22 組合成立の際既に健康保険組合が設立されている学校法人が、当該健康保険組合を組織する被保険者の三分の二以上の同意を得て、組合成立の日から二十日以内に文部大臣の認可を受けたときは、当該健康保険組合を組織する被保険者は、健康給付、災害給付及び休業給付に關しては、この法律による組合員にならないものとする。
- 23 前項の者については、健康保険法第五十七条ノ三第一号中「厚生年金保険法ニ依り障害年金又は障害手当金とあるのは、私立学校教職員共済組合法ニ依り障害年金又は療養一時金」と変更して、同条の規定を適用するものとする。
- (教育の事業)
- 24 私立学校法第三条に定める学校法人又は同法第六十四条第四項の法人に使用される者(第十四条各号に掲げる者を除く)については、組合成立の日までは、健康保険法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)による健康保険法又は厚生年金保険法の改正にかかわらず、教育の事業は、健康保険法第十三条第一号又は厚生年金保険法第十六条第一号に規定する事業とならないものとする。
- (他の法律の一部改正)
- 25 健康保険法の一部を次のように改正する。
- 第十二条第一項中「又ハ地方公共団体ノ事務所ニ使用セラルル被保険者」を「地方公共団体ノ事務所ニ使用セラルル被保険者又ハ法人ニ使用セラルル被保険者」に改める。
- 26 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。
- 第十八条第一項中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の下に私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第 号)第二十五条において準用する場合を含む。以下同じ。」を加える。
- 27 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第十九条第七号中「私立学校振興会」の下に「私立学校教職員共済組合」を、「私立学校振興会」の下に「私立学校教職員共済組合」を加え、同条第十八号中
- 「私立学校振興会」の下に「私立学校教職員共済組合」を加え、同条に次の一号を加える。
- 二十三 私立学校教職員共済組合ガ私立学校教職員共済組合法第十八条第三号ノ業務ノ為ニ建つた又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記
- 28 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第六号ノ次に次の一号を加える。
- 六ノ十二 私立学校教職員共済組合ノ私立学校教職員共済組合法第二十條ニ掲グル給付、同法第二十六條第三号ノ貸付、同法第二十三号ノ業務ニ關スル証書、帳簿
- 29 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第三条第一項第十二号中「並びに町村職員恩給組合連合会」を「町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合」に改める。
- 第八条第六項第六号の次に次の一号を加える。
- 六の二 私立学校教職員共済組合法の規定により組合員として負担する掛金
- 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第四号「並びに町村職員恩給組合連合会」を「町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合」に改める。
- 30 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七百四十三条第四号中「並びに町村職員恩給組合連合会の事業」を「町村職員恩給組合連合会の事業並びに私立学校教職員共済組合の事業」に改める。
- 31 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
- 附則に次の一条を加える。
- 第二十三条 第五条ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第 号)附則第十七項ノ規定ニ依ル本会計ノ負担金ハ年金勘定ノ歳出トス
- 私立学校教職員共済組合法案に対する修正案
- 私立学校教職員共済組合法案に對する修正
- 私立学校教職員共済組合法案の一部を次のように修正する。
- 目次中「及び職員」を削り、「及び國庫補助金」を並びに國及び都道府県の補助に改める。
- 第二章の章名中「及び職員」を削る。
- 第六章の章名中「及び國庫補助金」を並びに國及び都道府県の補助に改める。
- 第三十五条の見出しを「國及び都道府県の補助」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、組合の業務に要する経費について補助することができる。
- 附則第二十二項及び第二十三項を次のように改める。
- (適用除外)
- 22 組合成立の際既に健康保険又は厚生年金保険の被保険者である者を使用する学校法人が、その設置する私立学校(この法律による組合員となるべき当該私立学校に勤務するすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ)ことに当該私立学校に勤務する教職員(健康保険組合を組織している場合においては、当該組合の組合員たる教職員。以下同じ)の過半数の同意を得て、組合成立の日から三十日以内に、文部大臣に對し、当該同意に係る私立学校の教職員が健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法第十二条第一項の規定にかかわらず、同法による保険給付を受けることができ、又は厚生年金保険法第十六条ノ二の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となるものとする。この場合において、健康保険法による保険給付のみを受けることができないこととなつた者は、保険給付、災害給付及び休業給付に關し、厚生年金保険のみの被保険者となつた者は、退職給付、療養給付及び遺族給付に關しては、それぞれこの法律による組合員でない者となし、健康保険法による保険給付を受け、且つ、厚生年金

保険の被保険者となつた者は、第十四条の規定にかかわらず、この法律による組合員にならないものとする。組合成立後新たに当該同意に係る私立学校に勤務することとなつた教職員についても同様とする。

23 この法律による組合員であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた者については、健康保険法第五十七条ノ三第一号中「厚生年金保険法ニ依る年金又は障害手当金」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法ニ依る年金又は障害手当金」と読み替へて同条の規定を適用するものとし、この法律による組合員であつて同項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者については、第二十五条において組合の保健給付に關し国家公務員共済組合法の規定を適用する場合においては、同法第三十四条第一項第一号中「医療給付」とあるのは、「厚生年金保険法による障害年金又は障害手当金」と読み替へるものとする。

附則に次の一項を加える。

33 私立学校振興法(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第三号中「施設等」を「施設、事業等」に改める。

私立学校教職員共済組合法案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君 ただいま議題となりまし

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 理科教育振興法案

た高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案並びに私立学校教職員共済組合法案につきまして、両案を一括して御報告申し上げます。

まず、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案について申し上げます。高等学校の定時制課程は、中学校卒業後なお働きながら高等学校の課程の勉強を続けたいと希望する青年のために、昭和二十三年に開設された制度でありましたが、年々非常に入学者が増加いたしました。本年度定時制課程が五十八万人、通信教育が三万四千人という激増を示しており、今後なお増加の傾向が著しいものと予想されるのであります。従つて、地方公共団体におきましては、熱心にその開設と設備の充実とに努力しておるのであります。何分にも地方財政がはなはだ不如意なため、その設備の増やまことに貧弱であり、さらに通信教育に至つては、これを熱心に希望する青年が多いにもかかわらず、経費に圧迫されておりますので、なか／＼その要望を満たすことができない実情であります。かような次第でありますので、公立の高等学校の定時制課程及び通信教育の設備を充実し、並びに通信教育の運営に必要な経費を予算の範囲内で国から補助を与へ、もつて勤労青年の教育を一段と充実しようとするのが、本法案の眼目であります。

次に、審議の結果を申し上げます。各委員の熱心かつ慎重な審議の結果、自由党の天野公義君より、私立の高等学校の定時制課程に對しても公立の場合と同様の補助を与える必要があるという修正案が提出せられました。

かくて討論に入りましたが、日本社会党を代表して野原君の反対意見が述べられ、日本社会党を代表して前田君の助言により賛成意見がありまして、討論を打ち切り採決の結果、修正部分を除く原案並びに修正案は起立多数をもって可決せられました。

次に、私立学校教職員共済組合法案について申し上げます。私立学校が、その特有の學風と自主性をもつて、わが国の学校教育の上に果たした功績は、まことに多大なものがあつて、従つて、さきに私立学校法及び私立学校振興法を制定いたしました。さらに今後十分なる発達を期待しておりますことは、御承知の通りであります。

本来、教育事業は、一に教育者その人にもつものであります。従つて、国立、公立、私立の別を問はず、教員にその人を得なければならぬことが基礎的条件であります。しかし、それには、安心して教育に専念し得られるように、その待遇及び福利厚生施設等について、できるだけ優遇措置を講ずることが必要であります。しかるに、国立、公立の教職員の場合と私立学校の場合を比較いたしますと、その福利厚生の面におきまして、私立学校の方が著しく立ち遅れておりまして、ひとしく国民に対する奉仕者でありながら均衡がとれていないのであります。私学恩給財団と私学教職員共済会とがありましても、その財政的基礎、給付の種類及び内容等、まことに不十分な実情にあるのであります。そこで、この福利厚生施設につきまして、国立、公立の教職員と均衡を保ち、しか

も私立の特色と自主性を生かしながら、この二つの財団法人を発展的に解消いたしました。新たに私立学校教職員共済組合を設立し、原則として教職員の全員を強制加入させることによつてその福利厚生をはからうとするのが、本法案の趣旨であります。従いまして、この法案の内容は、全国約四千の学校の教職員七万六千人を対象として共済組合を設立し、その組織、業務内容、経費の補助及び監督等について詳細な規定を設けているのであります。

その具体的内容は速記録によつて御承知願ふことといたしまして、次に審議の結果を申し上げます。当委員会におきましては、きわめて慎重なる審議をもつて十分に検討を加へましたところ、自由党伊藤雄一君より、経費の補助に關しては都道府県にも応分に期待することとし、強制選択加入に關する除外規定を新たに設け、関連法規との調整をはかること等に関する修正案が提出せられました。かくて、討論を省略、採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案は起立議員をもつて可決せられました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(原彪君) まず日程第十につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原彪君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。次に、日程第十一につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

理科教育振興法案(辻寛一君外二十四名提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、辻寛一君外二十四名提出、理科教育振興法案は、その提出者の要求の通り委員会審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原彪君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。理科教育振興法案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭に許します。坂田道太君。

理科教育振興法案
理科教育振興法

目次

- 第一章 総則(第一条 第三条)
- 第二章 理科教育審議会(第四条 第八条)
- 第三章 国の補助(第九条 第十四条)

附則

- 第一章 総則
- (一) 法律の目的
- 第一条 この法律は、理科教育が文化

的な國家の建設の基礎として特に重要な使命を有することに堪ふが、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の精神にのっとり、理科教育を通じて、科学的な知識、技能及び態度を習得せしめるとともに、工夫創造の能力を養ひ、もつて日常生活を合理的に営み、且つ、わが國の発展に貢献しうる有為な國民を育成するため、理科教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「理科教育」とは、小学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ)、中学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ)又は高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ)において行われる理科に関する教育をいふ。

(国の任務)

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、理科教育

の振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて理科教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 理科教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 理科教育に関する教育の内容及び方法を改善すること。
- 三 理科教育に關する施設又は設備を整備し、及びその充實を図ること。
- 四 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。

第二章 理科教育審議会

第四条 文部省に理科教育審議会(以下「審議会」といふ)を置く。(組織)

第五条 審議会は、二十人の委員で組織する。

2 委員は、理科教育その他教育に関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、文部大臣が任命する。

3 前項の学識経験のある者の中から任命される委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ、(推薦)

第六条 審議会は、第三条各号に掲げるような事項その他理科教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議する。

(委員の費用・俸給等)

第七条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務を行うために要する費用の介償を受けることができる。

3 費用介償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(政令への委任)

第八条 審議会に關し必要な事項は、審議会に規定するものを除く、政令で定める。

第三章 国の補助

(国の補助)

第九条 国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる設備で審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

一 小学校、中学校又は高等学校における理科教育のための設備

二 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学が当該現職教育又は養成のために使用する設備

2 前項に規定するものの外、国は、公立学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

(補助金の返還等)

第十条 文部大臣は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が左

の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二 補助金の交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)

第十一条 前二条に規定するものを除く外、補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律施行後最初に任命される審議会の委員で学識経験のある者の中から任命される者のうち、半数の者の任期は、第五條第三項の規定にかかわらず、一年とする。

3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項の表中「生徒厚生審議会」の項の前に次の一項を加える。

理科教育振興法	理科教育審議会
(昭和二十八年法律第 号)に基き文部大臣の諮問に應じ、理科教育に関する重要事項を調査審議し、及び理科教育に關する重要事項に關して文部大臣に建議すること。	

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

5 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「経費」の下に「理科教育振興法(昭和二十八年法律第 号)第九条に規定する経費を除く。」を加える。

「坂田道太君等」

○坂田道太君 私は、ただいま議題となりました、辻寛一君外二十四名の提案にかゝる理科教育振興法案について、提案者を代表して、その提案理由の概要並びに法案の骨子を御説明申し上げます。

御承知の通り、わが國の現状は、國土も狭く、資源も乏しきわめて乏しい実情であります。この窮状の上に八千万の國民が文化的な國家を建設するために、何を以てても全國國民の一人々々がひとしく合理的、科学的になるよりほかに方法がないのであります。資源に恵まれ、経済力ゆたかな歐米におきましても、科学の振興には絶大の努力が払われつつあることは、すでに十分御承知のことと存じます。この世界の

に伍する上からも、科学の振興こそは国家の一大責務であると考へます。しかして、科学の振興は、その基礎である小、中、高等学校の理科教育にまななければなりません。その理科教育を振興するには、何よりもまず適切な施設、設備が必要なることは明らかでございます。しかるに、わが国小、中、高等学校の理科施設、設備の現状はきわめて不完全であります。十数年にわたるほとんど放任の状態でありました。加うるに、戦災によるのはなはだしい損耗も依然として回復されず、非戦災校におきましても、破損消耗のため、その設備は使用不能の状態でありまして、小学校の全国平均の現有設備は基準の約一八％、中学校一％、高等学校二％という、はなはだしい低率を示しております。しかも、このまま放置しておくと、これが改善される見通しはほとんどないのであります。この危機を脱するために、国において財政的措置をはかり、理科設備の充実、理科教育の振興を期すること、が、目下の急務であります。科学振興という理想を実現するためには、まず小、中、高等学校における理科教育の充実をはかることが先決でなければならぬ。こゝういふ見地に立ちまして、私ども提案者一同は本法案を取上げた次第でございます。民族の将来を思い、文化国家の基盤を考へまして、数多い教科目の中から、あえてこの理科を取上げまして、この振興を提案いたしたゆゑんでございます。

次に、この法案の骨子を御説明申し上げます。第一に、この法律案は、学校教育における理科教育の目的を明確に規定し、理科教育の振興をはかるため国の果すべき任務を規定してあります。第二に、理科教育に関する重要事項を審議するため中央に設けられる理科教育審議会の構成及びその任務を規定してあります。第三に、公立学校の理科教育設備を整えるために要する経費の国庫補助を規定してあります。学校教育の内容に關して、理科設備は最も多額の経費を要するのでございまして、従来これらはもっぱら父兄の負担においてまかなわれた実情でありました。本法案におきましては、国庫補助の道を開き、公費によつて理科教育の生命とする実験、観察のための設備の充実をはかることになつてゐるのであります。以上、この法案の趣旨及び大要について申し述べましたが、本法案は、理科教育の現状を考へますと、まだ十分でございませぬ。しかし、国家財政の事情にかんがみ、この程度に法案が成立し、施行されまじうならば、学校教育は著しく充実し、生徒、児童の学習意欲を高め、わが国の教育の振興に貢献するところをわめて大きいことを確信いたします。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(原彪君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。た。

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、信用金庫法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題とする。この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。○副議長(原彪君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまします。よつて日程は追加せられまします。

信用金庫法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めまします。大蔵委員福田雄夫君。

信用金庫法の一部を改正する法律案
信用金庫法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項を次のように改める。
2 この法律によつて設立された金融及び他の法律によつてその名称中に「金庫」という文字を用いる者を除き、金銭の貸付(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法)によつてする金銭の交付を含むものを業として行つ者は、その名称中に「金庫」という文字を用いてはならない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正前の信用金庫法第六条第二項に規定する者であつて、この法律施行の際現にその名称中に「金庫」という文字を用いてゐるものについては、この法律施行の日から起算して六月間は、なお従前の例による。

信用金庫法の一部を改正する法律案に対する修正案
信用金庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第六条第二項の改正規定中「交付を含む」の下に「その他法令で定める投資」を加へる。
第六条第二項の改正規定の次に次のように加へる。
第二十四条第六項中「この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは、信用金庫法第四十八条」と読み替へるものとす。」を削る。

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終稿の附録に掲載)
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加へる。

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 土地改良法の一部を改正する法律案外二件

いう文字を使用することを禁止しようとするものであります。但し、現に金庫という文字を使用している者につきましても、本法施行後六箇月間はなお従前の例によることとしたしております。

本法案につきましては、自由、改進、自由三派から共同修正案が提案されました。修正案は、金銭の貸付を業として行ふ者のほかに、その他政令で定める投資を業として行ふ者も、その名称中に金庫という文字を用いてはならないこととし、証券または不動産への投資を業として行つてゐる匿名組合組織のものをもこれに含ましめようとするものであります。

本案は、討論を省略して、修正案及び修正案を除く原案についてそれ／＼採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって修正議決いたしました。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、現在小学校における児童への給食の用に供する麦等につきましても、食糧管理法の一部を改正する法律附則第二項の規定により、農林大臣の定める特別の価格をもつて売り渡すこととなつておりますが、これによつて食糧管理特別会計に生ずる損失を補填するため、予算の定める範囲内において、当分の間一般会計から同特別会計に繰入金をするのであります。ことゝいたそうとするものであります。昭和二十八年年度におきましては、繰入金として十五億円余を予定いたしております。

本法案に關しましては、自由、改進、自由三派共同の修正案が提出いたされま

れました。修正の趣旨は、今回の昭和二十八年年度予算案の修正によりまして、昭和二十八年度から供出について供出完遂奨励金右八百万を支出いたすことになりましたことに伴ひまして、これに要する経費二百億円をまかなうため、食糧証券発行限度額を二千二百億円より二千四百億円に拡張いたそうとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、二十八日質疑を打ち切り、二十九日討論に入り、自由党を代表して淺香委員は賛成の旨討論せられました。次いで採決に入りま

な。本案に対しては附帯決議を付することにしたところ、修正案及び修正案を除く原案はいずれも起立多数をもって可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(原彪君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(原彪君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)
畑地農業改良促進法案(金子與重郎君外二十四名提出)
農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に關する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、土地改良法の一部を改正する法律案、金子與重郎君外二十四名提出、畑地農業改良促進法案、内閣提出、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に關する法律案、右三案を一括して議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原彪君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○副議長(原彪君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

土地改良法の一部を改正する法律案、畑地農業改良促進法案、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に關する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事佐竹新市君。

土地改良法の一部を改正する法律案、畑地農業改良促進法案、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に關する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事佐竹新市君。

土地改良法の一部を改正する法律案、畑地農業改良促進法案、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に關する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事佐竹新市君。

目次中「第三節 農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業(第九十五・九十六条)」を「第三節 農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業(第九十六・九十七・九十八条)」と改め、同条第四項を削る。

第五項及び第六項を削る。

第五項の見出しを「(設立準備)」に改め、同条第一項中「その地域について土地改良を設立することについて予備審査を都道府県知事に申請すること」を「都道府県知事の認可を受けて、その地域について土地改良を設立すること」に改め、同条第二項中「同項の規定による申請」を「同項の認可の申請」に改め、同条第四項を削る。

第六項の見出しを「(事業の適否の認定)」に改め、同条第一項を次のように改める。

かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要施設の管理のみを行う土地改良区の設立の場合を除き、前条第一項の者が同項の認可の申請をするには、同条第二項の規定により同意を得た後、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき、都道府県知事に申請して、適否の認定を受けなければならない。

第六条第二項中「前項の審査に當つては、を」前項の規定による申請があつたときは、に「事項を」を「土地改良事業につき」に改め、同条第三項中「事項を」を「土地改良事業に改め、同条第四項を次のように改め、第五項及び第六項を削る。

4 都道府県知事は、第二項の報告に基き、第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要についてその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければ

ならない。

第七条第一項を次のように改める。

第五項第一項の者は、前条第四項の規定によりその申請に係る土地改良事業の計画の概要を適當とする旨の通知を受けたとき(かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要施設の管理のみを行う土地改良区の設立の場合にあつては、第五項第二項の規定による同意があつたとき)は、省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、同条第一項の認可を申請することができる。

第七條第二項中「同条第一項の規定による申請に係る」を「同項の規定により同意を得た」に改める。

第九條第一項中「当該土地改良事業の利害關係人」を「当該土地改良事業に關係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改良事業に關係のある水面につき漁業權又は入漁權を有する者その他これらの土地、物件又は權利に關し權利を有する者(以下「利害關係人」といふ。))」に改め、同条第三項中「第五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要又は定款作成の基本となるべき事項を」第七條第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款」に改める。

第十六條第一項第六号中「選任」を「選挙」に改める。

第十八條第二項中「二人以上の偶数」を「二人以上に改め、同条第三項を次のように改める。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会で選挙する。但し、土地改良区設立当時の役員は、第七項の申請人及び第五項第二項の同意者のうちから申請人が選任する。

第十八条第十一項中「理事」を「役員」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「理事の氏名」を「役員が就任し、又は退任したときは、その氏名」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「理事又は選挙による監事及び理事又は監事」を役員に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「理事及び選挙による監事」を役員に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「理事及び選挙による監事を「役員」に、「一年」を「二年」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 土地改良区の理事の定数の少くとも五分の四、監事の定数の少くとも二分の一は、組合員でなければならない。

第二十條中「使用人」を「職員」に改める。

第二十三條第一項中「五百人」を「三百人」に改め、同条第二項但書を次のように改める。

但し、組合員の数が千人未満の土地改良区にあつては四十人以上、千人以上五千人未満の土地改良区にあつては六十人以上、五千人以上一万人未満の土地改良区にあつては八十人以上、一万人以上

の土地改良区にあつては百人以上でなければならない。

第三十條第九項中規定の下に「第三十一條第二項から第六項までの規定を除く。」を加える。

第二十九條第一項に次の但書を加える。

但し、土地原簿については、その一部を都道府県知事の承認を受けて主たる事務所以外の場所に備えておくことができる。

第二十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条中同項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項但書の承認をしたときは、遅滞なく、当該承認に係る事項を公告しなければならない。

第二十九條の次に次の一條を加える。

(役員改選請求)

第二十九條の二、役員は、総組合員の五分の一以上の請求により、任期中でも総会において改選することができる。

2 前項の規定による請求は、役員が職務の執行に関し法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は規約に違反したことを理由とし、且つ、当該役員についてでなければ、することができない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を土地改良区に提出しなければならない。

4 前項の規定による書面の提出があつたときは、土地改良区は、總會の会日から五日前までに、当該役員に対し、その書面の写を送付し、且つ、總會において、弁明する機会を与えなければならない。

第三十條第一項第九号中「第九十三條第一項」を「第九十三條」に改め、同項第十号を削る。

第三十一條第四項中「代理人は、」の下に「その組合員と同居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同条第五項中「二人」を「四人」に改める。

第四十一條第一項中「債務を」を「経費」に改め、同条第二項中「前項の同意」を同項の同意に改める。

第四十六條の見出し中「税務署長」を「登記所」に改め、同条第一項及び第三項中「所轄税務署長を」を「管轄登記所」に改める。

第四十八條第二項を次のように改め、第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

2 土地改良区は、土地改良事業計画につき省令で定める重要な部分を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行うおとす場合においては、前項の認可を申請するに、あらかじめ、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の要綱その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域）内にある土地についての組合員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第六十六條第一項に後段としての「又は当該関係都府県知事」を削り、同項において適用する第六十六條第六項を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

8 都道府県知事は、前項において適用する第六十六條第二項の報告が提出されたときは、遅滞なく、その旨を公告し、十日以上の相当の期間を定めてその報告及び前条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を記載した書面を縦覧に供し、なければならない。

4 当該土地改良事業の利害関係人及び前条第一項の申請人は、前項の縦覧期間内に、都道府県知事に対し、同項の規定による縦覧に係る事項についての意見を提出することができる。

5 都道府県知事は、第二項において適用する第六十六條第二項の報告に基き、前項の意見を参し、よくして、前条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

第八十七條第一項中「前条第三項」を「前条第六項」に、「同条第一項」を「同条第五項」に改め、「農林大臣又は都道府県知事は」の下に「その決定に係る都道府県管轄土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府県の知事がその協議により」を加え、同条第五項を次のように改め、同条第七項及び第八項を削る。

5 前項の規定による申立を受けたときは、農林大臣又は都道府県知

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 土地改良法の一部を改正する法律案外二件

七〇八

事は(その申立に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあっては、当該関係都府県知事がその協議により)、第八十二条に掲げる技術者の意見をきいて、第三項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならぬ。

3 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地について第三十三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による計画の変更が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第八十七条第三項から第五項までに規定する手続を省略することができる。

2 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が土地改良事業を行うおとす場合は第三十三条に規定する資格を有する者数人が共同して、土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、(農業協同組合又は農業協同組合連合会)は、農林大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第八十七条第三項から第五項までに規定する手続を省略することができる。

2 市町村は、土地改良事業を行おうとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業計画の概要を定め、当該事業計画の概要その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域(当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域)内にある土地につき所有権、地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得、且つ、農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては、総会の議決を経なければならない。

「申請によらない土地改良事業」第八十七条の二 国又は都道府県は、第八十五条第一項の規定による申請によつて行つた土地改良事業の外、土地改良事業計画を定めて左に掲げる土地改良事業を行うことができる。

4 第二項の場合には、第八十二条第一項及び第三項並びに前条第三項から第六項までの規定を準用する。

第九十条第四項中「第八十七条第七項を」第八十七条の二第一項に、「その徴収を受けるべき者」をその徴収を受けるべき者の三分の二以上」に改め、同条第五項中「前項に規定する場合を除いて」を削り、同条第六項中「第八十七条第七項又は第八十八条の規定による国営土地改良事業に係るものを除いて」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもちて第三者(当該農業協同組合連合会)の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第二項の同意をした者を除く)に對抗することができない。

3 第一項の場合には、第四十八条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第六項中「組合員を除く」とあるのは、当該農業協同組合連合会の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第九十五条の二第二項の同意をした者を除く」と読み替へる。

一 農地法第六十一条各号に掲げる土地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六条第一項の規定により、農地法第四十四条第一項の規定によつて買取したものとなされる土地を含む)についての第二十条第二項第三号に掲げる事業

8 都道府県知事は、前項の規定による土地改良事業の施行に必要と認め、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の要領その他必要な事項を公告して、土地改良事業の施行に係る地域(当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域)内にある土地について第三十三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならない。

第九十五条第一項及び第二項を次のように改める。

第九十六条の二 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 国又は都道府県は、前項の規定により土地改良事業を行う場合において、同項の事業に附帯して、その事業の施行に係る地域の近傍の土地について第二十条第二項第一号又は第三号に掲げる事業を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるときは、第八十五条第一項の規定によ

第九十五条の二 市町村は、土地改良事業を行おうとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業計画の概要を定め、当該事業計画の概要その他必要な事項を公告し

第九十五条の二 市町村は、土地改良事業を行おうとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業計画の概要を定め、当該事業計画の概要その他必要な事項を公告し

第九十五条の二 市町村は、土地改良事業を行おうとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業計画の概要を定め、当該事業計画の概要その他必要な事項を公告し

第九十五条の二 市町村は、土地改良事業を行おうとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業計画の概要を定め、当該事業計画の概要その他必要な事項を公告し

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議第三十一号 土地改良法の一部を改正する法律案外二件

て、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第三十条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、且つ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならぬ。

3 前項の場合には、第六条から第九条まで及び第十條第一項の規定を準用する。

4 都道府県知事は、前項において準用する第六條第四項の規定により決定する場合（当該市町村が行おうとする土地改良事業が、かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを内容とするものであるときは、前項において準用する第八條第一項の規定により決定をする場合）において、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見をきかなければならぬ。

5 都道府県知事は、第三項において準用する第十條第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第九十六條の三 前条の規定により行う土地改良事業には、第三十六條、第四十六條から第五十五條まで及び第五十八條から第六十五條までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「定款」とあるのは「条例」と、「組合員」と

あるのは「市町村の行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條の資格を有する者」と、「總會」とあるのは「当該市町村の議會」と読み替へる。

第九十八條第一項中「六十日」を「三十日」に改める。

第九十九條第三項及び第五項中「六十日」を「三十日」に改める。

第一百零二條第二項中「及び農地法第三條第二項第六号」を並びに農地法第三條第三項第六号及び第十五條に改め、同条に次の一項を加える。

3 交換分合計画に基づき土地についての所有権の移転により、農地法第六十一條の規定により売り渡された土地を取得した者は、同法第七十二條の規定の適用については、同法第六十一條の規定による売渡を受けた者とみなす。

第一百十六條及び第一百十七條中「第九十六條の下に及び第九十六條の三」を加える。

第一百十八條第一項第一号中「若しくは都道府県を、都道府県又は市町村に改め、同条第五項中「当該事業の施行に係る地域を」を「当該事業に係る土地に改め、土地台帳若しくは家屋台帳の所管官を削り、同項を同条第六項とし、同条中第三項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次の一項を加える。

8 第一項の規定による通知をすることができない場合には、省令の定めるところにより、公告をもつて通知に代へることができる。

第一百十九條及び第二百一十一條中「都道府県の下に、市町村を加へる」。

第二百二十二條第二項中「第四十八條第七項、第八十七條第三項、」を「第四十八條第五項（第九十五條の二第三項及び第九十六條の三）において準用する場合を含む」、第八十七條第三項（第八十七條の二第四項及び第八十七條の三第二項）において準用する場合を含む、」に、「同条第五項において準用する場合を含む、」を、第九十六條の二第五項に改め、同条第三項中「第六十一條第三項及び」を削る。

第二百二十四條中「第八十五條及び第八十六條」を「第八十五條から第八十七條まで」に改める。

第二百三十二條の見出しを（報告の徴収及び検査）に改め、同条中「報告を徴収する」を報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査する」に改める。

第二百三十三條の見出し及び同条第二項を削る。

第二百三十四條中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区に対し、期間を指定して、その役員の一部又は全部の改選を命ずることができる。

8 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第二百三十六條第二項中「第四十八條第二項及び」を削る。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行前に土地改良法第五條第一項の規定によつてした申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に土地改良法第四十八條第二項の規定による會議の議決を経た新たな土地改良事業の施行、土地改良事業の廃止又は土地改良事業計画の変更については、改正後の同項の規定による同意があつたものとみなす。

4 この法律の施行前に土地改良法第九十五條第一項の規定によつてした申請に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に土地改良法第九十五條第五項において準用する同条第一項の規定によつてした申請に係る規約若しくは土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の手続については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際、現に農業委員会、土地改良区又は農業協同組合が縦覧に供している交換分合計画書又はその案に係る縦覧期間については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に土地改良法第九十九條第三項（同法第九條第二項において準用する場合を含む）の規定により農業委員会等の同意を求めている交換分合計画についての同項但書の規定の適用については、なお従前の例による。

つては、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際、現に土地改良区又は土地改良区連合の役員である者（次項に規定する者を除く）の任期については、なお従前の例による。

9 この法律の施行の際、現に都道府県知事の任命に係る土地改良区又は土地改良区連合の監事である者は、その任期中に在任するものとする。但し、その任期が昭和二十九年三月三十一日までに満了しないものの任期は、その日において満了するものとする。

土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

土地改良法促進法

（目的）

第一条 この法律は、総合的な計画に基づいて土地改良における土地の改良及び農業技術の改善を行い、もつて農産物の生産の急速な増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「土地改良」とは、土地の土壌及び地下水位その他の事項が政令で定める基準に適合するものであつて、且つ、これらの土地が集团的に存在する地域をいふ。

（土地地域の指定）

第三条 農林大臣は、土地改良促進法促進対策協議会の意見を聞いて、土地改良を含む都道府県の全部又は一部の地域を指定する。

昭和二十八年七月二十九日 衆議院會議録第三十一号 土地改良法の一部を改正する法律案外二件

(畑地区の指定)

第四条 前条の指定に係る都道府県の知事は、農林大臣の定める基準に従つて、市町村の全部又は一部の地域を畑地区として指定する。

(市町村長の定める農業改良計画)

第五条 前条の指定に係る市町村の長は、当該地区についての農業改良計画を定め、都道府県知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により

農業改良計画を定めるには、あらかじめ、当該市町村農業委員会及びかんがい施設を管理する者と協議しなければならない。

(都道府県知事の定める農業改良計画)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の農業改良計画を参し、又は当該都道府県の農業改良計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。

(農林大臣の定める農業改良計画)

第七条 農林大臣は、前条の農業改良計画を参し、又は、畑地農業改良促進対策審議会の意見を聞いて、国の農業改良計画を定め、当該都道府県知事に通知しなければならない。

(経費等)

第八条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前条の農業改良計画の実施に必要な経費を予算に計上しなければならない。

2 政府は、前項の予算に基き、都道府県が行う農業改良計画の実施に必要な経費又は都道府県以外の方が行う農業改良計画の実施に對

し都道府県が補助を行うため必要な経費を補助する。

3 政府は、毎年度、前条の農業改良計画を実施するために必要な資金の融通又はそのあつ旋につき計画を定めなければならない。

(農業改良計画の内容)

第九条 農業改良計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 畑地かんがいその他の土地改良事業

二 前号の事業の実施に伴い必要な農業技術の改良その他農業生産に関する事項

(農業改良計画の実施)

第十条 農業改良計画に基く事業は、この法律で定めるものの外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従ひ、都道府県その他の者が実施するものとする。

(畑地農業改良促進対策審議会の設置及び権限)

第十一条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他畑地地域における農業改良促進に関する重要事項を調査審議するために、農林省に畑地農業改良促進対策審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、畑地地域における農業改良促進に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出るができる。

(審議会の組織等)

第十二条 審議会は、左に掲げる委員二十五人以内で組織する。

一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員の中から参議院が指名した者 三人

三 自治庁次長

四 大蔵事務次官

五 農林事務次官

六 建設事務次官

七 経済審議庁次長

八 都道府県知事の中から農林大臣が任命した者 二人

九 都道府県議会議員の中から農林大臣が任命した者 二人

十 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号又は旧大学令(大正七号勅令第三十八号))による大学の教授の中から農林大臣が任命した者 三人

十一 農林業者の団体を代表する者の中から農林大臣が任命した者 五人以内

前項第一号、第二号及び第八号から第十一号までに掲げる委員の任期は、二年とする。但し、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各号に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項)

第十三条 この法律で政令に委任するものの外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十四年三月三十一日限りその効力を失う。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中海岸砂地地帯農業振興対策審議会の項の次に次の一項を加える。

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

畑地農業改良促進法(昭和二年法律第 号)農業改良促進対策審議会

七二〇

る農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の規定に特例を設け、これを試験的に次の農業共済組合及びその農業共済組合を会員とする農業共済組合連合会に適用することを目的とする。

(農業共済組合の指定)

第二条 農林大臣は、政令の定めるところにより、この法律により家畜共済を行うべき農業共済組合をその農業共済組合の同意を得て指定する。

2 農林大臣は、必要があると認めるときは、当該農業共済組合の同意を得て前項の規定による指定を取り消すことができる。

(指定組合の行ふ家畜共済)

第三条 前条第一項の規定により指定を受けた農業共済組合(以下「指定組合」という)の行ふ家畜共済は、死産病傷共済及び生産共済とする。

2 指定組合は、死産病傷共済にあつては、農業災害補償法第八十四条第一項第三号に掲げる共済目的につき、同項第三号及び第四号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

(共済掛金等)

第四条 死産病傷共済の共済掛金は、政令の定めるところにより、定款で定める。

2 前項の共済掛金は、農林大臣が定める共済掛金標準率を下つてはならない。但し、省令で定める場合には、この限りでない。

3 前項の共済掛金標準率は、政令の定めるところにより、農業災害

補償法第十五条第二項の規定に基き定められた死亡賠償金に係る共済掛金標準率及び疾病傷害共済に係る共済掛金標準率を基礎として定める。

第五條 死傷賠償共済に係る共済金は、左の金額とする。

一 死亡又は死傷に際し支払うものにあつては、農業災害補償法第百十六條第一項第一号の額
二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、政令の定めるところにより定款で定める方法によつて算定される損害の額に政令の定めるところにより定款で定める支払割合を乗じて得た額（会計の区分経理）

第六條 指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、家畜共済事業に係る会計のうち指定組合に係るものを他と区分して経理しなければならない。

（指定組合の組合員に対する補助）
第七條 国庫は、指定組合の組合員の支払うべき牛又は馬の死傷賠償共済に係る共済掛金のうち農業災害補償法第百十四條第一項第一号の定款で定める共済掛金の最低のもの二分の一に相当する金額から同法第十三条の二の規定により負担する金額を控除して得た額に相当する金額の補助金を当該組合員に交付する。

2 前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するのに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支払うべき共済掛金の一部に充てらる。

てゐるため当該指定組合にこれを交付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てらるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

（報告の徴収）
第八條 農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするために必要があるとき認めるときは、指定組合及び指定組合を会員とする農業共済組合連合会から報告を徴収することができる。

第九條 都道府県農業共済保険審査会は、農業災害補償法第百四十三條第二項各号に掲げる事項の外、都道府県知事の諮問に依りてこの法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

2 農業共済再保険審査会は、農業災害補償法第百四十四條に規定する事項の外、主務大臣の諮問に依りてこの法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

第十條 指定組合の行う家畜共済に係る農業災害補償法の適用については、同法第十三条の二（牛馬死亡賠償共済掛金の一部国庫負担）中「死亡賠償共済」とあるのは「死傷賠償共済」と、「最低の共済掛金」とあるのは「共済掛金の死亡及び死傷に際し支払うべき部分」と、第百十一條（業務加入）及び第百十二條（業務加入）の申込承諾義務中「死亡賠償共済」とあるのは「死傷賠償共済」と、第百十二條第二項（共済掛金期間中

「死亡賠償共済及び疾病傷害共済」とあるのは「死傷賠償共済」と、第百十三條（共済目的の制限）第一項中「死亡賠償共済」とあるのは「死傷賠償共済」と、同条第二項中「死亡賠償共済」とあるのは「死傷賠償共済」と、第百十四條第一項第一号（共済金額）中「死亡賠償共済」とあるのは「死傷賠償共済」と、第百十七條及び第百二十

六條（共済金等）に代る給付中「疾病傷害共済に係る共済事故」とあるのは「疾病又は傷害の共済事故」と読み替へるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十年十月一日にその効力を失ふ。
2 この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

3 第二条の規定に基き指定があつた際に指定組合とその組合員との間に現に存する死亡賠償共済関係及び疾病傷害共済関係は、その指定の時の属する共済掛金期間の満了の時又は当該共済関係の共済目的たる家畜について死傷賠償共済の共済責任が始まる時のいずれか早い時までは、なお従前の例により存続する。

4 前項の死亡賠償共済関係及び疾病傷害共済関係が死傷賠償共済の共済責任の開始により消滅したときは、そのまだ経過しない期間に對する共済掛金は、払いもどさなければならぬ。

料を、それぞれ当該農業共済組合及び農業共済組合連合会に払いもどさなければならぬ。

6 第四項又は前項の規定により払いもどすべき共済掛金、保険料及び再保険料は、この法律の規定により払い込むべき共済掛金、保険料及び再保険料とそれぞれ相殺することができる。

7 農業災害補償法第百十三條第一項各号の一に該当するに至る前二年前から死亡賠償共済関係が継続していた家畜は、同項の規定にかかわらず、死傷賠償共済に付すことができる。

8 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第二十條の次に次の一条を加える。
第二十一條 農業災害補償法に基き家畜共済の臨時特例に関する法律（昭和二十八年法律第 号）第七條ノ規定ニ依リ補助金ハ第四條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間家畜勘定ノ支出トス

農業災害補償法に基き家畜共済の臨時特例に関する法律案内閣提出に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔佐竹新市君意見〕
○佐竹新市君 たいさう議題と相なりました。内閣提出、土地改良法の一部を改正する法律案、金子與重郎君外二十四名提出、地地農業改良促進法案、並びに内閣提出、農業災害補償法に基き家畜共済の臨時特例に関する法律案につきまして、農林委員会におきま

る審議の経過並びに結果の概要を簡単に御報告申し上げます。

まず、土地改良法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行土地改良法は、御承知のごとく昭和二十四年八月施行せられ、爾來、国土資源の総合的開發の見地に立ちまゐり、灌漑排水施設、農業用道路の整備、農地の區画整理、農地の集團化、農地の造成及び保全並にその災害復旧等の土地改良事業を実施いたし、食糧生産の増強、農業生産力の高揚に多大の貢獻をいたして多かつたのであります。しかしながら、施行以來今日までの運営實施の状況を檢討いたしますと、土地改良事業の實施の手續の点で、煩瑣に過ぎますので、これが簡素化をはかりまゝ、土地改良事業の「四四滑」な推進をはかりまゝ、土地改良区の組合員以外からも役員を置くことができること、國營並びに都道府県土地改良事業についても必要により計画變更をすること、市町村も土地改良事業を行ふことができること、並びに農地法に基いて買収した土地につき國または都道府県が開闢または开拓事業を行う場合、必要と認めるときは、その近傍の民有地について土地改良事業をなし得ること等につき改正をいたす必要がありまゝので、本法案を提出することとなつたのであります。

本法案は、七月七日日本農林委員会付託となり、翌八日保利農林大臣より提案理由の説明を聴取いたした上、十七日から審議に入りました。その審議におきまして、農道の整備拡充、今後市町村が行わんとする土地改良事業と既設の土地改良区との競合關係、地地に對する改良事業の促進、土地改良事業

任につきその補欠)

一、昨二十八日海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高橋 寧君（理事高橋等君去る六日委員辞任につきその補欠）

理事 受田 新吉君（理事受田新吉君去る六日委員辞任につきその補欠）

一、昨二十八日議員から提出した議案は次の通りである。

理科教育振興法案（辻寛一君外二十四名提出）

協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案（三葉三郎君外十一名提出）

一、去る二十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

日中貿易促進決議案

中井一夫君外六十二名

一、昨二十八日参議院に送付した条約は次の通りである。

自華平和条約附屬議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

漁業法の一部を改正する法律案

港灣運送事業法の一部を改正する法律案

昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案

一、昨二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法案

輸出取引法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

畑地農業改良促進法案（金子與重郎君外二十四名提出）

一、昨二十八日次の内閣提出案（参議院同付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（稲葉次郎君外七名提出）

一、去る九日予備審査のため参議院に送付した次の議案は提出者から撤回の申出があり、昨二十八日委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

理科教育振興法案

辻寛一君外二十四名

一、昨二十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

産業教育振興法に関する質問主意書（長野長廣君提出）

菅平硫黄採掘に関する質問主意書（吉川久爾君提出）

富士山ろく、昨留東演習場内土地借上料の改訂並びに生活権の保障に関する質問主意書（勝間田清一君提出）

衆議院会議録第二十号中正誤	
頁 段 行	誤 正
三〇 一 九	佐竹新市君 提出
三〇 一 九	佐竹新市君 提出
衆議院会議録第二十三号中正誤	
頁 段 行	誤 正
二 末 八	佐竹新市君 提出
二 末 八	佐竹新市君 提出
衆議院会議録第二十八号中正誤	
頁 段 行	誤 正
三 末 二	受刑者の釈放 受刑者の赦免

昭和二十八年七月二十九日（衆議院会議録第三十二号）議長報告